



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

※以下の太枠欄と調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容が一致し

空欄の場合には、調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容を転記

参考 3

令和 9 年度以降の子供の学習費調査に関する研究会
(第 3 回、令和 8 年 6 月 3 0 日)

してください。

学 校 名					
都 道 府 県 番 号		学 校 コ ー ド		学 校 種 類	
(公立幼稚園のみ) 編成方式		(高等学校のみ) 学科			
学 年		学 年 歳児(幼稚園)		整 理 番 号	

令和7 年度 子供の学習費調査 調査票(第1 回提出分)

- ・ この調査票の「提出期日」は、 ____ 月 ____ 日です。
- ・ ご記入が終わりましたら、提出用封筒に入れ、密封をして、学校(幼稚園)にご提出ください。郵便ポストへの投かんはしないでください。
- ・ なお、この調査は、オンラインでの回答も可能です。オンラインでの回答方法は、手引き 29 ページをご覧ください。

この調査票は、表面と裏面の両方に回答欄があります。両方にお答えください。

(1) 以下の項目について、お子さんやご家庭の状況をお答えください。すべて回答欄に、数字(選択肢の番号)又は○印をご記入ください。なお、これらの項目は第1 回提出分だけの質問で、第2・3 回提出分ではお聞きしません。

1	主たる生計維持者の方の最終卒業学校を、お答えください。 (在学中の方や中途退学した方は、その前の卒業学校をお答えください)	1 中学校 2 高等学校 3 専門学校 4 短期大学・高等専門学校 5 大学 6 大学院	回答
---	--	---	-------------------

2	調査対象のお子さんと生計を一にしている全員の方に、○印を記入してください。 *「生計を一にしている」は、必ずしも同居している方だけでなく、単身赴任・入院等で一時的に別居している場合も含まれます。		
---	--	--	--

回答
お子さんの父親 →
お子さんの母親 →
お子さんの祖父・祖母 →
その他の親族等(お子さんのご兄弟・姉妹は除く) →

3	調査対象のお子さんの性別を、お答えください。	1 男 2 女	回答
---	------------------------	------------	-------------------

4	将来、調査対象のお子さんをどの学校段階まで進ませたいですか。 選択肢から 1 つだけ選んでください。	1 中学校まで 2 高等学校まで 3 専門学校まで 4 短期大学・高等専門学校まで 5 大学まで 6 大学院まで 7 その他 8 まだ分からない	回答
---	---	---	-------------------

5	調査対象のお子さんには、ご兄弟・姉妹はいますか。 (ご兄弟・姉妹は、保護者と生計を一にしている方のみを対象としてください。 例えば、既に独立した生計を立てている兄・姉がいる場合、その兄・姉は対象となりません。)	1 いる 2 いない	回答
---	---	---------------	-------------------

5-2 質問5で「1 (兄弟・姉妹が) いる」と回答した方のみにお聞きします。

保護者の方と生計を一にしている全員のお子さんについて、以下の表にご記入ください。

- * 例えば、ご家庭にいらっしゃるお子さんが3 人きょうだいである場合、「第一子」「第二子」「第三子」の欄に全て記入してください。
- * 既に独立した生計を立てている兄・姉は、記入不要です。その分は回答欄を詰めてご回答ください。
(例えば長男と長女が既に独立しており、次の子供(次男)以降が同一生計の場合、次男を「第一子」欄にお書きください)

	それぞれのお子さんの性別を、右下の1～2 から選び、番号でお答えください。	それぞれのお子さんが令和7 年4 月1 日現在で通っている学校等を、右下の1～9 から選び、番号でお答えください。	調査対象のお子さんに、○印を記入してください。
第一子	1 男 2 女	第一子 9 その他(就業中など)	第一子 →
第二子		第二子 8 大学院	第二子 →
第三子		第三子 7 大学	第三子 →
第四子		第四子 6 短期大学・高等専門学校	第四子 →
第五子		第五子 5 専門学校	第五子 →
第六子		第六子 4 高等学校	第六子 →
第七子		第七子 3 中学校	第七子 →
			○印は1 つだけ

(2) 令和7 年4 月～同年6 月に支出された教育・学習費を、裏面の票にご回答ください。

4月～6月分の経費を記入してください。（支出がない場合は「合計」の欄に「0」を記入してください。）
ご回答に当たっては、以下の「記入上の注意」をご覧ください。

記入上の注意	○ 令和7年3月31日以前に支出した経費であっても、4月からの学習活動に係る経費（入学や進級にあたり購入したかばん・制服、学用品、学習塾への入会などの経費）は、この調査票（第1回）に含めて記入してください。 ○ 学校と学校外の両方にまたがるような経費は、「学校教育費」の方に記入してください。 ○ <u>調査対象のお子さん1人分だけの経費</u>を記入してください。（ご兄弟・姉妹分の経費は合算しないでください） 2人以上のお子さんが一緒に使うような品物の購入費は、一緒に使うお子さんの数でその経費を割り、<u>1人分の経費</u>を記入してください。 ○ 次のような経費は、1年分を調査票（第3回提出分）でまとめてお尋ねしますので、今回は記入しないでください。 《授業料・保育料、入学金・入園料、施設整備費等、入学検定料、修学旅行費、校外活動費、学級・児童会・生徒会費、給食費、その他の学校納付金、PTA会費、後援会等会費、寄附金》 ○ 記入の方法・どの費用がどの項目に入るかは、この調査票と一緒に配付された文部科学省『子供の学習費調査の手引き（保護者用）』をご参照ください。どうしても判断が難しい場合、コールセンター（『手引き』43ページ）にお問い合わせください。 『手引き』は、右の二次元コードから、携帯電話・スマートフォン等でもご覧いただけます。	
--------	---	---

区 分		金額（円）						
A 学校 教育 費	1 教科書費、授業で使用する図書費（副読本、ワークブック、辞書など） （注）授業で使わない図書（個人的に購入した参考書等）は、B-1-a「家庭内学習費」に記入してください。	百万	十万	万	千	百	十	一
	2 学用品費（授業で使用する筆記用具、絵・習字用具など文房具類）							
	3 体育用品費（体育授業で使用する運動靴、体育着・体育帽、水泳着など）							
	4 楽器購入費（音楽授業で使用するリコーダー、ハーモニカなど）							
	5 実験実習費（材料を含む。授業で使用する製図用具、裁縫用具、調理用材料など）							
	6 教科外活動費（クラブ活動・学芸会などのために買った用具・物品など）							
	7 通学費	a 交通費・通学用自転車等 （定期券、スクールバス代、自転車購入・維持費など）						
		b 制服 （学校が通学のために指定した制服・学生服など）						
		c 通学用品費 （ランドセル・かばん、通学用くつなど）						
	8 その他（バッジ、上ばき、卒業記念写真代、幼稚園の遊び着など）							
B 学校 外 活 動 費	1 補助学習費 予習・復習・補習など学校教育に係る学習をするために支出した経費	a 家庭内学習費 （学習机、いす、パソコン（補助学習用）、参考書、問題集など）						
		b 通信教育・家庭教師費（月謝、教材費、通信教育費など）						
		c 学習塾費（入会金、月謝、講習会費、教材費、交通費など） （注）習い事は、B-2「その他の学校外活動費」に記入してください。						
		d その他（図書館などへの交通費、模擬テスト代など）						
	2 その他の学校外活動費 知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的として行う習い事や学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費	a 体験活動・地域活動に関する経費 （ハイキングやキャンプなどの野外活動、ボランティア活動などの経費）						
		b 芸術文化活動に関する経費 （ピアノ・舞踊・絵画などを習うための経費、芸術鑑賞、楽器演奏、演劇活動などの経費）						
		c スポーツ・レクリエーション活動に関する経費 （水泳・野球・サッカーなどを習うための経費、スポーツ観戦などの経費）						
		d 国際交流体験活動に関する経費 （留学・ホームステイ、国際交流イベントへの参加などの経費）						
		e 教養・その他に関する経費 （習字・そろばんなどを習うための経費、図書・雑誌購入費、博物館・動物園への入場料・交通費、パソコン（補助学習のために購入したものを除く）などの経費）						
	合 計							

ご記入ありがとうございました。

※以下の太枠欄と調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容が一致しているかご確認ください。

空欄の場合には、調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容を転記してください。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

学 校 名			
都 道 府 県 番 号		学 校 コ ー ド	学 校 種 類
(公立幼稚園のみ) 編成方式		(高等学校のみ) 学科	
学 年	学年 歳児(幼稚園)	整 理 番 号	

令和7 年度 子供の学習費調査 調査票(第2 回提出分)

- ・この調査票の「提出期日」は、____月____日です。
- ・ご記入が終わりましたら、提出用封筒に入れ、密封をして、学校(幼稚園)にご提出ください。郵便ポストへの投かんはしないでください。
- ・なお、この調査は、オンラインでの回答も可能です。オンラインでの回答方法は、手引き29ページをご覧ください。

この調査票は、裏面に回答欄があります。

令和7 年7 月～同年11月に支出された教育・学習費を、裏面の票にご回答ください。 ご回答に当たっては、以下の「記入上の注意」をご覧ください。	
記 入 上 の 注 意	○ この調査は、1 年間に支出された教育・学習費を3 回に分けて調査します。この調査票(第2 回)では、令和7 年7 月～同年11月分の支出の合計額を記入してください。 ○ 学校と学校外の両方にまたがるような経費は、「学校教育費」の方に記入してください。 ○ <u>調査対象のお子さん1 人分だけの経費</u>を記入してください。(ご兄弟・姉妹分の経費は合算しないでください) 2 人以上のお子さんが一緒に使うような品物の購入費は、一緒に使うお子さんの数でその経費を割り、<u>1 人分の経費</u>を記入してください。 ○ 令和7 年度中に支出した経費であっても、翌年度(令和8 年度)の学習活動に関係する経費は、記入しないでください。例えば、次の学年・学校のために新しく購入したかばん・制服・学用品など、令和8 年3 月までの間に使う予定がないものの購入費は、記入しないでください。 ○ 次のような経費は、1 年分を調査票(第3 回提出分)でまとめてお尋ねしますので、今回は記入しないでください。 《授業料・保育料、入学金・入園料、施設整備費等、入学検定料、修学旅行費、校外活動費、学級・児童会・生徒会費、給食費、その他の学校納付金、PTA会費、後援会等会費、寄附金》 ○ 記入の方法・どの費用がどの項目に入るかは、文部科学省『子供の学習費調査の手引き(保護者用)』をご参照ください。どうしても判断が難しい場合、コールセンター(『手引き』43ページ)にお問い合わせください。 『手引き』は、右の二次元コードから、携帯電話・スマートフォン等でもご覧いただけます。



7月～11月分の経費を記入してください。（支出がない場合は「合計」の欄に「0」を記入してください。）
 ご回答に当たっては、表面の「記入上の注意」をご覧ください。

区 分		金 額 (円)							
		百万	十万	万	千	百	十	一	
A 学校 教育 費	1 教科書費、授業で使用する図書費（副読本、ワークブック、辞書など） （注）授業で使わない図書（個人的に購入した参考書等）は、B-1-a「家庭内学習費」に記入してください。								
	2 学用品費 （授業で使用する筆記用具、絵・習字用具など文房具類）								
	3 体育用品費 （体育授業で使用する運動靴、体育着・体育帽、水泳着など）								
	4 楽器購入費 （音楽授業で使用するリコーダー、ハーモニカなど）								
	5 実験実習費 （材料を含む。授業で使用する製図用具、裁縫用具、調理用材料など）								
	6 教科外活動費 （クラブ活動・学会会などのために買った用具・物品など）								
	7 通学費	a 交通費・通学用自転車等 （定期券、スクールバス代、自転車購入・維持費など）							
		b 制服 （学校が通学のために指定した制服・学生服など）							
c 通学用品費 （ランドセル・かばん、通学用くつなど）									
8 その他 （バッジ、上ばき、卒業記念写真代、幼稚園の遊び着など）									
B 学校 外 活 動 費	1 補助学習費 予習・復習・補習など学校教育に関係ある学習をするために支出した経費	a 家庭内学習費 （学習机、いす、パソコン（補助学習用）、参考書、問題集など）							
		b 通信教育・家庭教師費 （月謝、教材費、通信教育費など）							
		c 学習塾費 （入会金、月謝、講習会費、教材費、交通費など） （注）習い事は、B-2「その他の学校外活動費」に記入してください。							
		d その他 （図書館などへの交通費、模擬テスト代など）							
	2 その他の学校外活動費 知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的として行う習い事や学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費	a 体験活動・地域活動に関する経費 （ハイキングやキャンプなどの野外活動、ボランティア活動などの経費）							
		b 芸術文化活動に関する経費 （ピアノ・舞踊・絵画などを習うための経費、芸術鑑賞、楽器演奏、演劇活動などの経費）							
		c スポーツ・レクリエーション活動に関する経費 （水泳・野球・サッカーなどを習うための経費、スポーツ観戦などの経費）							
		d 国際交流体験活動に関する経費 （留学・ホームステイ、国際交流イベントへの参加などの経費）							
		e 教養・その他に関する経費 （習字・そろばんなどを習うための経費、図書・雑誌購入費、博物館・動物園への入場料・交通費、パソコン（補助学習のために購入したものを除く）などの経費）							
	合 計								

ご記入ありがとうございました。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

※以下の太枠欄と調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容が一致しているかご確認ください。
空欄の場合には、調査対象者情報(黄緑色の紙)の内容を転記してください。

学 校 名					
都 道 府 県 番 号		学 校 コ ー ド			学 校 種 類
(公 立 幼 稚 園 の み) 編 成 方 式		(高 等 学 校 の み) 学 科			
学 年	学 年 歳 児 (幼 稚 園)	整 理 番 号			

令和7 年度 子供の学習費調査 調査票(第3 回提出分)

- ・ この調査票の「提出期日」は、 ____月 ____日です。
- ・ ご記入が終わりましたら、提出用封筒に入れ、密封をして、学校(幼稚園)にご提出ください。郵便ポスト への投かんはしないでください。
- ・ なお、この調査は、オンラインでの回答も可能です。オンラインでの回答方法は、手引き29ページをご覧ください。

この調査票は、表面と裏面の両方に回答欄があります。両方にお答えください。

(1) この1 年間(令和7 年4 月～令和8 年3 月)に、授業料等として支出した教育費(年間の合計)を、ご回答ください。

ご回答に当たっては、以下の「記入上の注意」をご覧ください。

記 入 上 の 注 意

- 減額・免除等を受けている費用は、額面から減額・免除額を差し引きして、実際にご家庭が負担した額を記入してください。(例えば、3万円定額の費用で、そのうち1 万8 千円の補助を受けて実際の負担は1 万2 千円である場合、調査票には「1 万2 千円」をご回答ください。)
- 調査対象のお子さん1 人分だけの経費を記入してください。(ご兄弟・姉妹分の経費は合算しないでください)
- 令和7 年3 月31日以前に支出した経費であっても、今年度の学校教育に関する経費(入学金など)は、含めて記入してください。
- 次年度(次の学年・進学先等)のための費用は、既にお支払済みであっても、この調査票には含めないでください。いま在籍する学校等に関する経費だけを記入してください。

(ア) 今年度に入学者・入園した方のみ

(令和7 年度の入学者・入園に際し支払った費用をお書きください)

	金額(円)						
	百万	十万	万	千	百	十	一
1 入学金・入園料 (昨年度にお子さんの進学に係る入学金・入園料(実際に入学者・入園しなかった学校に収めた入学金・入園料も含む) に対して支出した経費を記入すること)							
2 入学時に納付した施設整備費等 (昨年度にお子さんの進学に係る施設整備費等(実際に入学者・入園しなかった学校に収めた施設整備費等も含む) に対して支出した経費を記入すること)							
3 入学検定料 (昨年度にお子さんの進学に係る入学検定料(実際に入学者・入園しなかった学校に収めた入学検定料も含む) に対して支出した経費を記入すること)							

(イ) 全員の方

(1 年間分の費用をお書きください)

	金額(円)						
	百万	十万	万	千	百	十	一
1 授業料・保育料 (幼稚園・私立小学校・私立中学校・高等学校のみ) (<u>就学支援金等による減免分は除いた金額を記入すること</u> 例：授業料額118, 800円－高等学校就学支援金や学校独自等の減免額118, 800円＝記入額0 円)							
2 施設整備費等 (私立のみ) (入学時に納付した施設整備費等を除いた金額を記入すること)							
3 修学旅行費 (令和7 年度に修学旅行が実施された学年のみ) (旅行会社や学校等に支払った総額(過去の年度に支出した積立分等を含む) を記入すること)							
4 校外活動費 (遠足、野外活動、集団宿泊活動、移動教室など)							
5 学級・児童会・生徒会費							
6 給食費 (幼稚園・小学校・中学校のみ)							
7 その他の学校納付金 (保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済掛金含む)							
8 PTA会費							
9 後援会等会費							
10 寄附金							

(2) 令和7 年12月～令和8 年3 月に支出された教育・学習費，及び世帯の年間収入を，ご回答ください。
ご回答に当たっては，以下の「記入上の注意」をご覧ください。

記入上の注意

○ この調査票裏面では，令和7 年12月～令和8 年3 月分の支出の合計額，及び令和7 年の世帯の年間収入を記入してください。

○ 令和7 年度中に支出した経費であっても，翌年度(令和8 年度)の学習活動に係る経費は，記入しないでください。

この調査では，現在の学年(3 月まで)における教育・学習のために支出した費用が対象ですので，例えば，以下のような費用は全て対象とはなりません。

* 次の学年(又は学校)で使用するための学用品，体育着，制服，かばんなどの購入費

* 4 月以降に使用する通学定期券代，4 月から使用するために購入した自転車の費用

* 進学先又は進学希望の学校に支払う費用(受験料，入学金など)

○ 記入の方法・どの費用がどの項目に入るかは，この調査票と一緒に配付された文部科学省『子供の学習費調査の手引き(保護者用)』をご参照ください。どうしても判断が難しい場合，コールセンター(『手引き』43ページ)にお問い合わせください。

『手引き』は，右の二次元コードから，携帯電話・スマートフォン等でもご覧いただけます。

12月～3 月分の経費を記入してください。(支出がない場合は「 合計」の欄に「 0 」を記入してください。)

区 分		金額(円)						
		百万	十万	万	千	百	十	一
A 学校教育費	1 教科書費，授業で使用する図書費(副読本，ワークブック，辞書など) (注) 授業で使わない図書(個人的に購入した参考書等)は，B-1-a「 家庭内学習費」に記入してください。							
	2 学用品費 (授業で使用する筆記用具，絵・習字用具など文房具類)							
	3 体育用品費 (体育授業で使用する運動靴，体育着・体育帽，水泳着など)							
	4 楽器購入費 (音楽授業で使用するリコーダー，ハーモニカなど)							
	5 実験実習費 (材料を含む。授業で使用する製図用具，裁縫用具，調理用材料など)							
	6 教科外活動費 (クラブ活動・学芸会などのために買った用具・物品など)							
	7 通学費	a 交通費・通学用自転車等 (定期券，スクールバス代，自転車購入・維持費など)						
		b 制服 (学校が通学のために指定した制服・学生服など)						
		c 通学用品費 (ランドセル・かばん，通学用くつなど)						
	8 その他 (バッジ，上ばき，卒業記念写真代，幼稚園の遊び着など)							
B 学校外活動費	1 補助学習費 予習・復習・補習など学校教育に関係ある学習をするために支出した経費	a 家庭内学習費 (学習机，いす，パソコン(補助学習用)，参考書，問題集など)						
		b 通信教育・家庭教師費 (月謝，教材費，通信教育費など)						
		c 学習塾費 (入会金，月謝，講習会費，教材費，交通費など) (注) 習い事は，B-2「 その他の学校外活動費」に記入してください。						
		d その他 (図書館などへの交通費，模擬テスト代など)						
	2 その他の学校外活動費 知識や技能を身に付け，豊かな感性を培い，心とからだの健全な発達を目的として行う習い事や学習活動，スポーツ，文化活動などに要した経費	a 体験活動・地域活動に関する経費 (ハイキングやキャンプなどの野外活動，ボランティア活動などの経費)						
		b 芸術文化活動に関する経費 (ピアノ・舞踊・絵画などを習うための経費，芸術鑑賞，楽器演奏，演劇活動などの経費)						
		c スポーツ・レクリエーション活動に関する経費 (水泳・野球・サッカーなどを習うための経費，スポーツ観戦などの経費)						
		d 国際交流体験活動に関する経費 (留学・ホームステイ，国際交流イベントへの参加などの経費)						
		e 教養・その他に関する経費 (習字・そろばんなどを習うための経費，図書・雑誌購入費，博物館・動物園への入場料・交通費，パソコン(補助学習のために購入したものを除く) などの経費)						
	合 計							

世帯の年間収入

●世帯全体の1 年間(令和7 年1 月～12月) の収入(税込み) について，右の選択肢1 ～7 から当てはまる番号を，回答欄に数字でご記入ください。

●自営業の場合は売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください。

1	2	3	4
200万円未満	200万円～399万円	400万円～599万円	600万円～799万円
5	6	7	回答
800万円～999万円	1, 000万円～1, 199万円	1, 200万円以上	

ご記入ありがとうございました。

6

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。



政府統計



令和**7**年度

子供の学習費調査

の手引き（保護者用）



文部科学省

調査へのご協力をいただき、ありがとうございます。この「手引き」では、みなさまが調査票のご記入・ご提出をいただくために必要なことをご案内しています。ぜひ、最初にお読みいただき、また、調査実施中にお困りのことがあったときにはこの「手引き」をご覧ください。

目 次

はじめに.....	3
この調査の概要.....	3
この調査は何を回答するの？.....	5
調査の流れ.....	7
調査票の書き方.....	11
第1回調査票(水色) 4月～6月分	11
第2回調査票(ピンク色) 7月～11月分.....	22
第3回調査票(黄色) 12月～3月分	22
さくいん(この費用はどこに入れるの?)	26
オンライン調査システムの操作方法.....	29
よくあるご質問.....	41
問い合わせ先(コールセンター)	43



はじめに

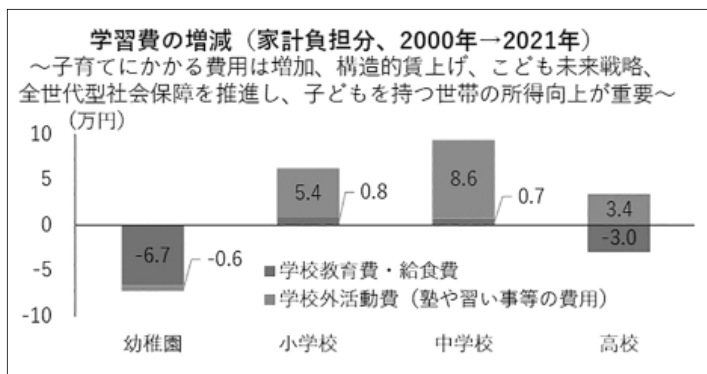
この調査の概要

文部科学省では、平成6年度（1994年度）から、お子さんが学校の教育を受けるため、あるいは学校外でのいろいろな活動を行うために、どのくらいの費用がかかっているのか調査を実施しています（2年に1度実施）。

この調査の目的は、教育費に関する国の施策を検討・立案するための基礎資料を得ることであり、まとめられた統計は、実態を客観的に示すデータとして各種行政施策の検討に活かされています。

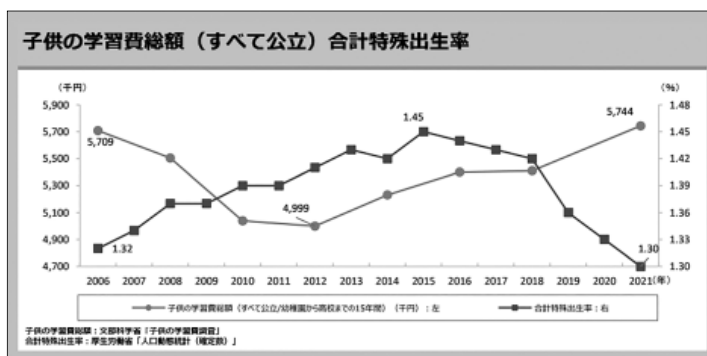
<活用例>

- ・ 家庭が負担する教育費を図示した資料（内閣府総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキング・グループ（第3回）（令和3年10月27日）資料1）
- ・ 出生率の上昇に関し、教育費用が高まる中、子どもを持つ現役世代の可処分所得の引上げが重要であることを示唆する資料（令和6年第2回経済財政諮問会議 資料4）



*左図は資料4から抜粋

- ・ 「子供・若者インデックスボード*」における「子育てのしやすさ」のデータ（内閣府 ※所掌事務はこども家庭庁に移管）



*子供・若者育成支援推進大綱（2021年4月策定）において、子供・若者育成支援施策の評価や、社会総掛かりでの子供・若者の育成に資するため、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、可視化したデータ集。

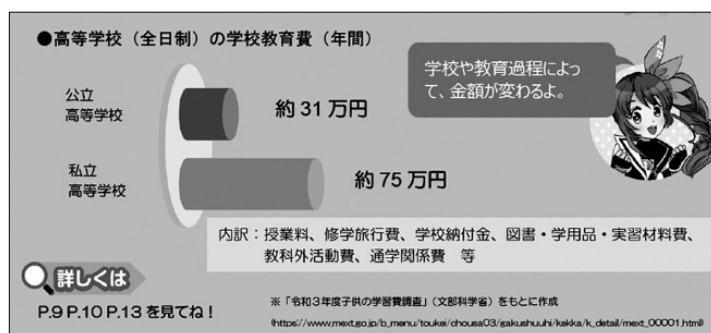
*こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の決定に伴い子供・若者育成支援推進大綱及び上記指標は廃止。

- ・ 高校生等奨学給付金の額を計算するときの参考資料（文部科学省）
- ・ 労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給額の検討資料（厚生労働省）

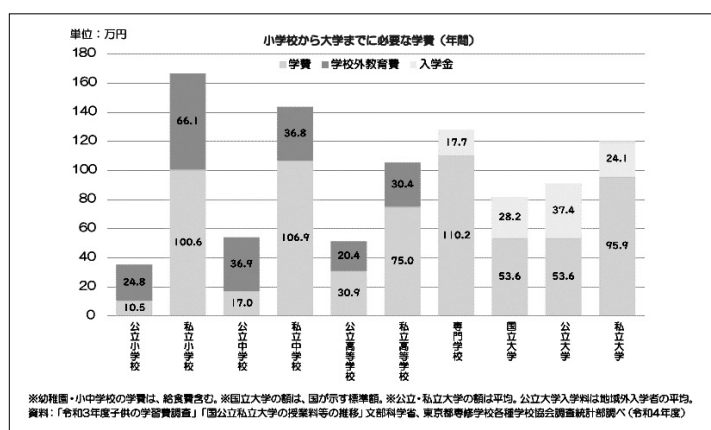
なお、国の機関ばかりが統計を使うわけではなく、官民を問わず、教育に係る家計負担を知るデータ等として活用されています。

<活用例>

- ・進路支援冊子「〇カツ！（まるかつ）」（厚生労働省発行）



- ・ひと目でわかる生活設計情報「小学生にかかる教育費はどれくらい？」他（公益財団法人生命保険文化センター）
- ・「知っておきたいお金の知識～お金のモヤモヤ解きほぐそう！～（令和5年度版）」（静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課 令和5年3月発行）



- ・高等学校第1学年における授業料以外の学校教育費及び世帯年収別負担額の状況を示す資料（「第1回少子化に伴う高等学校教育のあり方に関する有識者会議（事前配布）」（令和元年12月16日）兵庫県神戸市）
- ・高等学校就学準備等支援事業費補助金＊の補助額算定資料（令和5年度 岐阜県）
＊高等学校進学時等における経済的負担の軽減を図るため、中学3年生1人あたり3万円の高等学校入学等のための準備金を支給
- ・困窮世帯の高校生に対する奨学給付金加算の資料（令和4年度及び令和5年度補正事業 愛知県）

この度、各都道府県及び各学校にお願いし、全国あわせて約1,600校、約53,000人の保護者のみなさまを無作為に選定させていただきました。正確で信頼性のある統計を作るため、どうぞこの調査についてご理解をいただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。

※ご協力いただいたご回答は、文部科学省でデータ化した後、統計数値としてまとめられます。
あるお子さん・ご家庭・学校を特定してデータを使用することは、決してありません。



この調査は 何を回答するの？

1年間の費用を調査しています。

令和7年（2025年）4月～令和8年（2026年）3月までの1年間の費用を調査します。

例えば、調査対象のお子さんが1年生である場合、1年生の間にかかった費用が対象です（ただし、令和7年の春にご入園・ご入学されたお子さんの費用は、入園・入学準備のために3月以前に支出した費用も対象です。詳しくは14ページをご覧ください）。

1年間にわたる調査ですので、保護者のみなさまは、調査対象のお子さん1人にかかった教育・学習費を忘れないよう、13ページからの「調査票裏面の書き方・費用の分け方」各メモ欄に書き留めてください。

調査対象のお子さん1人にかかった費用を調査しています。

「調査対象のお子さん」とは、この調査へのご協力を依頼された学年・学級のお子さんのことです。ご家庭に兄弟姉妹がいらっしゃる場合でも、調査対象のお子さん1人にかかった費用だけを、お答えください。

なお、兄弟姉妹で共用する物品の購入費（家庭学習で兄弟姉妹が一緒に使う辞書、自宅練習のために兄弟姉妹が一緒に使うピアノなど）などの費用は、一緒に使うお子さんの数でその費用を割り、1人分の費用だけをお答えください。

学習費を調査しています。

お子さんが学校教育を受けたり、ご自宅や学校外でいろいろな活動（予習・復習・補習などの学習、習い事、スポーツ、文化活動など）を行ったりするための費用が対象です。

ですので、ふだんの生活のための費用や、教育・学習費とは言えない費用は、ご回答の対象ではありません。例えば以下のようなものは、ご回答に加えないでください。

調査対象外のもの（例）

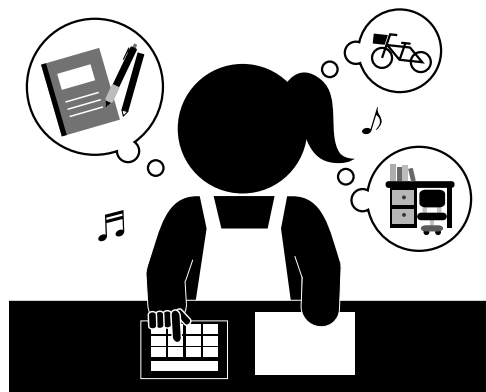
- ふだんの衣料（普段着）の購入費、家庭での食費
- 家庭から持参する昼食の費用（家庭で作るお弁当の材料費）、学校食堂での代金
- ふだんの生活での使用が主目的の物品（家族全員で共用のパソコン、テレビなど）購入費
- 携帯電話・スマートフォンなどの購入費・使用料（学習活動に主に使用しないもの）
- お子さんに渡すお小遣い（特定の購入目的がないもの）
- お子さんの将来に備えた貯蓄、学資保険など

家計から支出した費用を調査しています。

調査対象のお子さんと同一生計にある方(主に保護者の方)が、家計から支出した費用が対象です。

お子さんご本人が、月々のお小遣いから自ら選んで購入したものなどは、ご回答に加えないでください。ただし、例えば「ノートを買ってきて」と言ってお子さんに渡した代金など、特定の学用品等を買う目的で渡した費用は、対象となります。

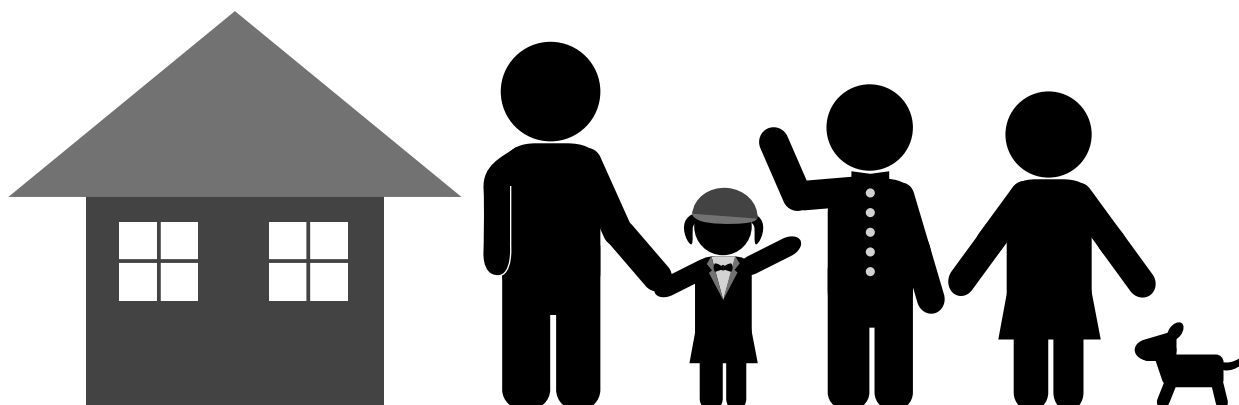
また、別生計の祖父母や親せきなどが購入したランドセル・かばん代など、別の生計にある人から提供を受けた物品などは、ご回答に加えないでください。



その他、世帯の状況等を調査しています。

ご回答いただく費用の状況を詳しく分析するため、調査票(第1回提出分)では主たる生計維持者の方の最終卒業学校やお子さんの希望進路、兄弟姉妹の状況などを、調査票(第3回提出分)では世帯の年間収入を、それぞれ調査しています。

詳しくは、11～25ページをご覧ください。





調査の流れ



3回に分けて調査票を提出してください

この調査では、全部で3回に分けて調査票を記入していただきます。1年間の費用を、以下の3回の対象期間に分けて、それぞれの期間分の支出額を調査票に記入してください。記入された調査票は、第1回・第2回・第3回提出分を提出期限までに提出してください。

		対象期間
水色	調査票(第1回提出分)	令和7(2025)年4月～同年6月分
ピンク色	調査票(第2回提出分)	令和7(2025)年7月～同年11月分
黄色	調査票(第3回提出分)	令和7(2025)年12月～令和8(2026)年3月分 ※一部の調査項目で、令和7(2025)年1月～同年12月分の収入、 令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月分の支出状況をお聞きます。

3回の調査票を、全て提出してください。文部科学省では、3回全てご回答がそろっているものを集計し、1年間の費用としてデータ化しますので、1回でも未提出のものは集計対象となりません(第1回の提出をせず、第2回提出分に合算して提出するなどはできません)。

調査の回答方法

オンライン調査票による回答

本調査のご回答には、基本的に「オンライン調査票」のご利用をお願いいたします。

「オンライン調査票」のご回答には「政府統計共同利用システム」のオンライン調査システムを利用します。お手持ちのパソコン、タブレット型端末、スマートフォンの Web ブラウザを起動し、アドレス欄に以下の URL を指定、あるいは、右の二次元コードを読み取り、オンライン調査システムにアクセスしてください。

URL
https://www.e-survey.go.jp/



オンライン調査システムにログインする際には、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」に記載の「調査対象者 ID」及び「初期パスワード」が必要となりますので、お手元にご用意ください。

➡オンライン調査システムの操作方法是 29 ページ以降をご覧ください。

※オンライン調査システムのご利用にあたっては、データ通信量が発生します。

※日本語の他に、英語に切り替えて回答することができます。

オンラインによる回答が難しいなどの場合（紙調査票による回答）

お手持ちの端末がオンライン回答に適さない、あるいは紙の調査票であれば回答が可能であるなど、何らかのご事情でオンラインによる回答が難しいなどの場合には、紙の調査票と調査用の封筒を用いてご回答ください。

紙の調査票（以降、紙調査票）及び封筒は学校から配布されます。もしお受け取りになっていない場合には、学校へお申し出ください。なお、英語による紙の調査票が必要である場合は、そのことを学校にお申し出いただき、英語による調査票をお受け取りください。

紙調査票による回答は、学校から配布される第1回～第3回の調査票に手書きで回答を記入します。

回答の前に、調査票上部の基本情報が、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」の印字と一致しているか確認してください。もしも基本情報が空欄である場合には、調査票に記入してください。また、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しない場合は、速やかに学校に申し出てください。

調査対象者情報	第1～3回調査票上部

※基本情報を記載する場合は「調査対象者情報（黄緑色の紙）」を見ながらお間違えの無いように記載してください。

調査票の記入が終わられましたら、封筒のオモテ面に「学校名」「学年」「整理番号」の記載があるかどうか、また、その記載は「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しているかどうかをお確かめください。もしも空欄となっている場合は、封筒に記入してください。また、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しない場合は、速やかに学校に申し出てください。

調査対象者情報

令和7年度 子供の学習費調査 調査対象者情報

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の漏れや不正利用に
万全を期します。

この調査対象者情報は、調査が終了する令和8年5月15日まで必要となります。
みなさまとみなさまの回答を照合する重要な情報が記載されていますので、なくさないよう、
また、人に知らせないように注意してください。

◆あなたの基本情報は次のとおりです。第1回～第3回を通してこの基本情報が変わることはありません。
紙による回答を行う場合、調査票（第1回～第3回）の上部の太枠欄に印字された情報と下記の内容が一致し
ているかご確認ください。印字されていない場合は、下記の内容を転記してください。

学 校 名		
都 道 府 県 番 号	学 校 コー ド	学 校 種 別
(公立・私立等のみ) 募集方式 (高等学校のみ) 学科		
学 年	学 年 種別(幼稚園)	管 理 番 号

提出用封筒

この封筒には回答済みの調査票を1枚入れます。
どの回の調査票も入れたが記入してください。
※1つの封筒につき、調査票は1枚のみ
入れてください。

提出用封筒

① 学校名・学年(種別)・管理番号を確認してください。
調査票と照合するように記載されているので、よく
お確かめの上、お送りください。

② 封をして、学校が指定する提出期日まで
学校へ郵送してください。
郵便ポストへの投かんは
しないでください。

令和7年度子供の学習費調査
調査票 提出用封筒

文部科学省

封筒の確認が終わられましたら、記入済みの調査票を提出用封筒（白色）に入れ、封をして、学校に提出してください。

この提出用封筒は、郵便ポストへの投かんをしないでください。

学校でこの封筒を開封することは、絶対にありません。密封されたまま、都道府県の調査担当者に渡されます。開封された調査票は、都道府県の調査担当者、文部科学省の調査担当者及び文部科学省が請負契約するデータ作成業者だけが取り扱い、ご回答内容の秘密保護に万全を期しています。

※もしも同一の回に「オンライン調査票」と「紙調査票」の両方でご回答されている場合は、原則として「オンライン調査票」の回答を有効なものとして取り扱います。

※第1～2回はオンラインで回答したものの、第3回は紙調査票で回答するなど、3回分の回答方法をオンライン／紙調査票のいずれかで統一する必要はありません。

※紙の調査票で回答されるにあたり、学校等へあらかじめ申し出いただく必要はありません。

調査回答前にご確認いただきたいこと

配布物

各学校から、以下のものをお配りしています。ご確認ください。

- ①調査対象者情報 1枚（黄緑色）
- ②調査票（第1回提出分～第3回提出分）※ 3枚
- ③提出用封筒（のりテープ付き）※ 3枚
- ④手引き（保護者用） 1冊（この冊子です）

※②調査票と③提出用封筒は、オンラインによる回答が難しいなどにより、紙調査票による回答をなさる場合にのみ使用します。

配布物を受け取ったらご確認いただきたいこと

まず、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」に記載されている「学校名」「学年（歳児）」をご覧ください（幼稚園の場合には、学年ではなく3歳児、4歳児あるいは5歳児クラスとなるため「歳児」と表記しています）。

「学校名」及び「学年（歳児）」はお子さんが実際に通われている学校名や学年（歳児）と一致しているでしょうか。

一致していない場合には、学校に申し出てください。

次に、調査票上部の「基本情報」が、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」の印字と一致しているか確認してください。もしも基本情報が空欄である場合には、調査票に記入してください。また、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しない場合は、速やかに学校に申し出てください。

令和7年度 子供の学習費調査 調査対象者情報

統計法に基づく国の統計調査です。調査票の記載の正確性に万全を期します。

この調査対象者情報は、調査が終了する令和8年5月15日まで必要となります。
みなさまとみなさまの回答を照合する重要な情報が記載されていますので、なくさないよう、また、人に知らせないように注意してください。

◆あなたの基本情報は次のとおりです。第1回～第3回を通してこの基本情報が変わることはありません。
紙による回答を行う場合、調査票（第1回～第3回）の上部の太枠欄に印字された情報と下記の内容が一致しているかご確認ください。印字されていない場合は、下記の内容を転記してください。

学 校 名			
都 道 府 県 番 号	学 校 コー ド	学 校 種 別	
(公立幼稚園のみ) 施設方式	(高等学校のみ) 学科		
学 年	学年 歳児(幼稚園)	整 理 番 号	

調査対象者情報

令和7年度 子供の学習費調査 調査対象者情報

統計法に基づく国の統計調査です。調査票の記載の正確性に万全を期します。

この調査対象者情報は、調査が終了する令和8年5月15日まで必要となります。
みなさまとみなさまの回答を照合する重要な情報が記載されていますので、なくさないよう、また、人に知らせないように注意してください。

◆あなたの基本情報は次のとおりです。第1回～第3回を通してこの基本情報が変わることはありません。
紙による回答を行う場合、調査票（第1回～第3回）の上部の太枠欄に印字された情報と下記の内容が一致しているかご確認ください。印字されていない場合は、下記の内容を転記してください。

学 校 名			
都 道 府 県 番 号	学 校 コー ド	学 校 種 別	
(公立幼稚園のみ) 施設方式	(高等学校のみ) 学科		
学 年	学年 歳児(幼稚園)	整 理 番 号	

第1～3回調査票上部

※以下の太枠欄と調査対象者情報（黄緑色の紙）の内容が一致しているかご確認ください。
空欄の場合には、調査対象者情報（黄緑色の紙）の内容を転記してください。

学 校 名			
都 道 府 県 番 号	学 校 コー ド	学 校 種 別	
(公立幼稚園のみ) 施設方式	(高等学校のみ) 学科		
学 年	学年 歳児(幼稚園)	整 理 番 号	

※基本情報を記載する場合は「調査対象者情報（黄緑色の紙）」を見ながらお間違えの無いように記載してください。

続いて、封筒のオモテ面に「学校名」「学年」「整理番号」の記載があるかどうか、また、その記載は「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しているかどうかをお確かめください。もしも空欄となっている場合は、封筒に記入してください。また、「調査対象者情報（黄緑色の紙）」と一致しない場合は、速やかに学校に申し出てください。

調査対象者情報

令和7年度 子供の学習費調査 調査対象者情報

統計法に基づく国の統計調査です。調査票の記載の正確性に万全を期します。

この調査対象者情報は、調査が終了する令和8年5月15日まで必要となります。
みなさまとみなさまの回答を照合する重要な情報が記載されていますので、なくさないよう、また、人に知らせないように注意してください。

◆あなたの基本情報は次のとおりです。第1回～第3回を通してこの基本情報が変わることはありません。
紙による回答を行う場合、調査票（第1回～第3回）の上部の太枠欄に印字された情報と下記の内容が一致しているかご確認ください。印字されていない場合は、下記の内容を転記してください。

学 校 名			
都 道 府 県 番 号	学 校 コー ド	学 校 種 別	
(公立幼稚園のみ) 施設方式	(高等学校のみ) 学科		
学 年	学年 歳児(幼稚園)	整 理 番 号	

提出用封筒

提出用封筒

① この封筒には回答済みの調査票を1枚入れます。
どの回の調査票を入れたか記入してください。
※1つの封筒につき、調査票は1枚のみ入れています。

調査票 回答区分

第1回～第3回の調査票
第2回～第3回の調査票
第3回の調査票

② 学校名・学年（歳児）・整理番号を確認してください。調査対象者情報（黄緑色の紙）の記載と照合する調査票と照合するように記載されているかどうか、お間違いのないようご確認ください。

学校名

学 年 学年
歳児(幼稚園)

整 理 番 号

③ 封をして、学校が指示する提出期日まで学校へ提出してください。
郵便ポストへの投函はしないでください。

令和7年度子供の学習費調査
調査票 提出用封筒



設問 1

- ・「主たる生計維持者」とは、その世帯の家計上の主たる収入を得ている人をいいます。
- ・主たる生計維持者の方が在学中や中途退学した場合は、その前の卒業学校をお答えください。例えば大学を中退した場合、その前に卒業した学校が高等学校であるときは「2 高等学校」とお答えください。
- ・選択肢にない各学校種については、以下をご参照ください。

中等教育学校	▶「2 高等学校」
特別支援学校	▶ 中等部の場合は「1 中学校」、高等部の場合は「2 高等学校」
専修学校高等課程（高等専修学校）	▶「2 高等学校」
専修学校一般課程及び各種学校	▶ その前の卒業学校
大学院を単位取得退学・満期退学した	▶「6 大学院」

設問 2

- ・ここでは○印により記入してください。
 - ・「生計を一にしている」は、必ずしも同居している方だけでなく、単身赴任・入院等で一時的に別居している場合も含まれます。
 - ・調査対象のお子さんのご兄弟・姉妹は、ここでは回答に加えないでください。
- （記入例）調査対象のお子さんが、お子さんから見て父親、母親、祖父・祖母と生計を一にしている場合

2 調査対象のお子さんと生計を一にしている**全員の方に**、○印を記入してください。

*「生計を一にしている」は、必ずしも同居している方だけでなく、単身赴任・入院等で一時的に別居している場合も含まれます。

	回答
お子さんの父親 →	☐
お子さんの母親 →	☐
お子さんの祖父・祖母 →	☐
その他の親族等（お子さんのご兄弟・姉妹は除く） →	☐

設問 4

- ・将来お子さんを進めたい学校段階が選択肢にない場合は、上記設問 **1** であげる各学校種をご参照の上、いずれか1つを選択してください。

設問 5-2

- ・例えば、ご家庭にいるお子さんが、調査対象のお子さんを含めて3人きょうだいである場合、「第一子」「第二子」「第三子」の欄にすべて入力してください。
- ・既に独立した生計を立てている兄・姉がいる場合、ここでは回答に加えず、その分は回答欄を詰めてご回答ください。
- ・「それぞれのお子さんが令和7年4月1日現在で通っている学校」は、例えば令和7年4月1日時点でまだ高等学校の入学式を終えていない場合でも、高等学校への進学が決まっている場合は「4 高等学校」とお答えください。
- ・選択肢にない各学校種については、以下をご参照ください。

義務教育学校	▶ 前期課程は「2 小学校」、後期課程は「3 中学校」
中等教育学校	▶ 前期課程は「3 中学校」、後期課程は「4 高等学校」
特別支援学校	▶ 小学部は「2 小学校」、中学部は「3 中学校」、高等部は「4 高等学校」
専修学校高等課程（高等専修学校）	▶「4 高等学校」
専修学校一般課程及び各種学校	▶「9 その他（就業中など）」
浪人中、無職	▶「9 その他（就業中など）」

(記入例)

①ご家庭にいるお子さんが、第1子 - 男子・高校生、第2子 - 男子・中学生、第3子 - 女子・小学生であり、第2子が調査対象のお子さんである場合

それぞれのお子さんの性別を、右下の1～2から選び、番号でお答えください。			それぞれのお子さんが令和7年4月1日現在で通っている学校等を、右下の1～9から選び、番号でお答えください。			調査対象のお子さんに、○印を記入してください。		
第一子	1	1 男	第一子	4	9 その他(就業中など)	第一子 →		記 ○ 入 し は て 1 く つ だ さ い。
第二子	1	2 女	第二子	3	8 大学院	第二子 →	○	
第三子	2		第三子	2	7 大学	第三子 →		
第四子			第四子		6 短期大学・高等専門学校	第四子 →		
第五子			第五子		5 専門学校	第五子 →		
第六子			第六子		4 高等学校	第六子 →		
第七子			第七子		3 中学校	第七子 →		
					2 小学校			
					1 未就学(幼稚園、保育所、乳児など)			

②きょうだいが3人おり、独立した生計を立てている会社員(第1子)が1人と、ご家庭にいるお子さんが2人(第2子 - 女子・高校生、第3子 - 男子・中学生)であり、第2子が調査対象のお子さんである場合

それぞれのお子さんの性別を、右下の1～2から選び、番号でお答えください。			それぞれのお子さんが令和7年4月1日現在で通っている学校等を、右下の1～9から選び、番号でお答えください。			調査対象のお子さんに、○印を記入してください。		
第一子	2	1 男	第一子	4	9 その他(就業中など)	第一子 →	○	記 ○ 入 し は て 1 く つ だ さ い。
第二子	1	2 女	第二子	3	8 大学院	第二子 →		
第三子			第三子		7 大学	第三子 →		
第四子			第四子		6 短期大学・高等専門学校	第四子 →		
第五子			第五子		5 専門学校	第五子 →		
第六子			第六子		4 高等学校	第六子 →		
第七子			第七子		3 中学校	第七子 →		
					2 小学校			
					1 未就学(幼稚園、保育所、乳児など)			

※独立した生計を立てている会社員の第1子はこちらでは回答に加えず、その分は上に詰めて記載します。そのため、第2子の女子・高校生を第1子の行に、第3子の男子・中学生を第2子の行に記載します。調査対象者は女子・高校生ですので、第1子の行に○を記入します。

調査票裏面の書き方・費用の分け方

裏面では、令和7年4月～6月分の費用をご回答ください。
3月以前に支出した費用であっても、4月からの学習活動に係るものは、含めて記入してください。
例えば、以下のような費用が当てはまります。

- 4月からの新学年に備えて、新しく購入したノートの購入費
- 4月からの新学年で使用するために買い替えた制服・体操着などの購入費
- 4月から新しく始める習い事・学習塾などの入会費

令和7年の春にご入園・ご入学されたお子さんの保護者の方へ

入園・入学準備のために3月以前に支出した費用も、この調査の対象ですので、調査票（第1回提出分）に含めて記入してください。例えば、以下のような費用が当てはまります。

- ＊入園・入学後に使用するかばん・ランドセル、制服、通学用品などの購入費
- ＊入園・入学後に必要となる学用品の購入費

また、調査票（第3回提出分）において、入学金・入園料、入学時に納付した施設整備費等、及び入学検定料についてご回答いただきます。それらの費用について忘れてしまうことがないように金額をメモしたものを大切に保管してください（詳しくは22ページをご覧ください）。

裏面でご回答いただく費用は、大きく2つに分けられます。下の記入例のように、それぞれの項目に費用を分けて、記入してください。

もし、全ての項目について期間中に支出が全くなかった場合でも、合計欄に「0」を記入して提出してください（支出が全くないからといって提出しなかった場合、未提出扱いになってしまいます）。

区 分		金 額 (円)						
		百万	十万	万	千	百	十	一
A 学 校 教 育 費	1 教科書費、授業で使用する図書費（副読本、ワークブック、辞書など） （注）授業で使わない図書（個人的に購入した参考書等）は、B-1-a「家庭内学習費」に記入してください。			1	4	2	6	
	2 学用品費（授業で使用する筆記用具、絵・習字用具など文房具類）			3	2	4		
	3 体育用品費（体育授業で使用する運動靴、体育着・体育帽、水泳着など）			4	5	3	6	
	4 楽器購入費（音楽授業で使用するリコーダー、ハーモニカなど）					0		
	5 実験実習費（材料を含む。授業で使用する製図用具、裁縫用具、調理用材料など）			1	6	5	6	
	6 教科外活動費（クラブ活動・学芸会などのために買った用具・物品など）		1	0	4	4	0	
	7 通学費			2	4	5	5	
	a 交通費・通学用自転車等 （定期券、スクールバス代、自転車購入・維持費など）			2	4	5	5	
B 学 校 外 活 動 費	b 制服 （学校が通学のために指定した制服・学生服など）			6	0	8	2	
	c 通学用品費 （ランドセル・かばん、通学用くつなど）			3	4	3	5	
	8 その他 （バッジ、上ばき、卒業記念写真代、幼稚園の遊び着など）			1	1	8	0	
	a 家庭内学習費 （学習机、いす、パソコン（補助学習用）、参考書、問題集など）			2	9	4	5	
	b 通信教育・家庭教師費（月謝、教材費、通信教育費など）					0		
	c 学習塾費（入会金、月謝、講習会費、教材費、交通費など） （注）習い事は、B-2「その他の学校外活動費」に記入してください。	3	5	5	0	0		
	d その他 （図書館などの交通費、模擬テスト代など）			1	6	2	0	
	a 体験活動・地域活動に関する経費 （ハイキングやキャンプなどの野外活動、ボランティア活動などの経費）			1	0	5	6	
	b 芸術文化活動に関する経費 （ピアノ・舞踊・絵画などを習うための経費、芸術鑑賞、楽器演奏、演劇活動などの経費）			1	5	8	0	
	c スポーツ・レクリエーション活動に関する経費 （水泳・野球・サッカーなどを習うための経費、スポーツ観戦などの経費）	1	3	1	8	0		
	d 国際交流体験活動に関する経費 （留学・ホームステイ、国際交流イベントへの参加などの経費）					0		
	e 教養・その他に関する経費 （図書・そろばんなどを習うための経費、図書・雑誌購入費、博物館・動物園への入場料・交通費、パソコン（補助学習のために購入したものを除く）などの経費）			1	0	8	0	
合 計		8	8	4	1	5		

記入ありがとうございました。

A 学校教育費

お子さんに学校教育を受けさせるために支出した教科書、副読本、学用品などの購入費、クラブ活動や通学に要した費用など
→ 15 ～ 18 ページ

B 学校外活動費

お子さんの家庭内学習、学習塾などに要した費用 及び 学校外での習い事やスポーツ、文化活動などに要した費用
→ 18 ～ 21 ページ

もし書き損じてしまったら…

訂正線を引き、周りの余白に訂正後の金額を書いてください。

修正液・テープなどを使用する必要はありません。また、訂正印の押印（ご回答者個人名が分かるもの）やサインはしないでください。

もし調査票を紛失・汚損してしまったら…

学校に相談し、予備の調査票を受け取ってください。

※ここからは、調査票裏面にある各項目への費用の分け方をご案内します。それぞれの項目に当てはまる支出をご確認ください。ご家庭で教育・学習費の支出があったときは、忘れないように各項目のメモ欄に書き留めてください。

(例)

A-2 学用品費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
4. 1	算数ノート	183	8.26	コンパス	237
4. 1	えんぴつ1ダース	367	11. 4	下敷き	135
6.17	習字の半紙	355	11. 4	赤えんぴつ	108

A 学校教育費

A-1 教科書費、 授業で使用する 図書費



- ・教科書の購入費（高等学校のみ。小・中学校では教科書は無償給与されています）
- ・各教科の授業（幼稚園の場合、保育上使用）のため、学校から指定され購入した図書の購入費

例

学校から指定された辞書（電子辞書を含む）
副読本、白地図、ワークブックなど
幼稚園の場合は絵本なども含む

×

個人的に購入した参考書（自宅学習用）
は、18 ページの「B-1-a 家庭内学習費」
に記入してください。

A-1 教科書費、授業で使用する図書費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-2 学用品費



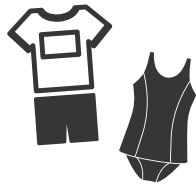
各教科の授業などで必要な文房具類の購入費をいいます。

例

筆記用具類（ノート、消しゴム、鉛筆、シャープペンシル、ボールペン、蛍光ペンなど）、絵の用具類（クレヨン、絵筆、絵の具、パレット、スケッチブックなど）、習字用具類（筆、墨、すずり、文鎮、半紙など）、その他の文房具類（筆入れ、下敷き、定規、分度器、コンパス、のり、はさみ、折り紙、テープなど）

A-2 学用品費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-3 体育用品費

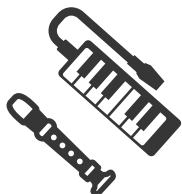


体育の授業に使用する体育用品の購入費をいいます。

例 運動靴、体育着・体育帽、水泳着・水泳帽、柔道・剣道着など

A-3 体育用品費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-4 楽器購入費



音楽の授業に使用する楽器類の購入費をいいます。

例 リコーダー、ハーモニカ、カスタネットなど

A-4 楽器購入費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-5 実験実習費



理科、技術・家庭などの授業に使用する実験実習用具・材料等の購入費をいいます。

例 製図・技術用具(丁定規、木工具)、裁縫用具(裁縫箱、裁縫用布)、調理用の材料、植物の苗など

A-5 実験実習費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-6 教科外活動費



クラブ活動(課外の部活動を含む)、学芸会・運動会・芸術鑑賞会、各教科以外の学級活動(ホームルーム活動)、児童会・生徒会、修学旅行、臨海・林間学校などのために、個人的に要した経費をいいます。

例 クラブ活動で使用する野球グラブ・テニスラケット・ユニフォームなど、学芸会などで使用する物品(模造紙、布等)、芸術鑑賞会の交通費やチケット代、修学旅行のカバンなど

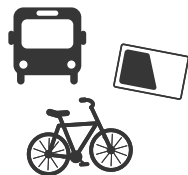
× 学校が学級全員から一律徴収した修学旅行費、校外活動費、学級・児童会・生徒会費などはそれぞれの該当項目に記入してください。

A-6 教科外活動費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-7 通学費

学校へ通学するために要した費用をいいます。以下のa～cの3区分に分かれます。

A-7-a 交通費・ 通学用自転車等



通学のための交通費及び学校で認められた通学自転車などの購入費などをいいます。

例 電車・バスなどの定期券・回数券及びきっぷの購入費、スクールバス代、駐輪場利用料、通学自転車の購入・修理費、ヘルメット購入費、自転車保険など

A-7-a 交通費・通学用自転車等 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-7-b 制服



学校が通学のために指定した制服一式をいいます。学校指定の標準服も含みます。

例 男子・女子学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ・ブラウス、帽子など

× 制服または標準服以外の衣類（通学の際着用する衣類が自由に選べる場合）の購入費は、回答に加えないでください。

× 学校が通学用に指定する靴の購入費は「A-7c 通学用品費」に記入してください。

A-7-b 制服 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-7-c 通学用品費



通学に必要な物品の購入費をいいます。

例 ランドセル・かばん、上履き入れ、学校が通学用に指定した靴（雨靴を含む）、レインコート・雨傘など

× 通学以外のときに使用する物品は、この項目に入りません。例えば、上履きは、学校内で使用するものですので「A-8 その他」に記入してください。

A-7-c 通学用品費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

A-8 その他

A-1～A-7のいずれの項目にも当てはまらない費用をいいます。

例 学校の徽章・バッジ、上履き、卒業記念写真・アルバム、幼稚園で着用する遊び着、スモック、高校の実習用作業衣、白衣など

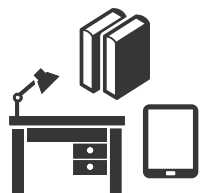
A-8 その他 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B 学校外活動費

B-1 補助学習費

予習・復習・補習といった、学校外で学校教育に関係する学習をするために要した費用をいいます。以下のa～dの4区分に分かれます。

B-1-a 家庭内学習費



家庭の中での学習に使用する物品・図書の購入費をいいます。

例 学習机、いす、本棚、パソコン・タブレット型コンピュータ(補助学習用)、電気スタンド、参考書(教科書補助教材)、問題集、辞書・電子辞書、百科事典、学習雑誌、絵本(学習用)、語学CD、学習用DVDなど

✕ 学校の授業でも使用するものは、15～18ページの「A 学校教育費」の該当項目に記入してください。

✕ 学習塾で使用する教材の購入費は、「B-1-c 学習塾費」に記入してください。

B-1-a 家庭内学習費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-1-b 通信教育・ 家庭教師費



通信教育や家庭教師の指導を受けるために要した月謝及び教材費をいいます。

例 通信添削などの通信教育を受けるために要した受講費、教材費、提出課題の郵送料、家庭教師の月謝など

B-1-b 通信教育・家庭教師費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-1-c 学習塾費



学習塾（進学または補習のために、学校ではなく自宅外で教科の指導を行うものをいいます）に通うため支出した費用をいいます。

例 入会金、授業料（月謝）、講習会費、教材費（テキスト代）、通っている塾で受ける模擬テスト代、学習塾への交通費など

× 習い事の費用は、19～21ページの「B-2 その他の学校外活動費」の該当項目に記入してください。

B-1-c 学習塾費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額（円）	日付	支出内容	金額（円）
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-1-d その他

B-1- a～cのいずれの項目にも当てはまらない費用をいいます。

例 自習のための図書館への交通費、ふだん通っていない塾や学校で受ける模擬テスト代や講習費など

B-1-d その他 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額（円）	日付	支出内容	金額（円）
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-2 その他の学校外活動費

知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的とした習い事や学習活動、スポーツ、文化活動などに要した費用をいいます。以下のa～eの5区分に分かれます。

B-2-a 体験活動・地域活動に関する経費

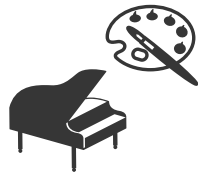


ハイキングやキャンプなどの野外活動、ボランティア活動などの社会体験活動、ボーイスカウト・ガールスカウト、子供会などの活動に要した費用をいいます。

例 参加費、入場料、保険料、交通費、物品費（キャンプ用具、ボーイスカウト・ガールスカウトの制服など）など

B-2-a 体験活動・地域活動に関する経費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額（円）	日付	支出内容	金額（円）
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-2-b 芸術文化活動に 関する経費



音楽、舞踊、絵画などを習うために要した費用、音楽鑑賞・美術鑑賞・映画鑑賞などの芸術鑑賞、楽器演奏、演劇活動などに要した費用をいいます。

例 入会金、月謝、ピアノ・電子オルガンなどの楽器、楽譜帳、舞踊の衣装類、絵画道具、発表会参加費、演奏会や展覧会の入場料・交通費など

× 学校と学校外の両方で使う用具の購入費は、15 ページからの「A 学校教育費」の該当項目に記入してください。

B-2-b 芸術文化活動に関する経費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額 (円)	日付	支出内容	金額 (円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-2-c スポーツ・レクリ エーション活動に 関する経費



水泳・野球・サッカー・テニス・武道・体操などのスポーツ技術を習うために要した費用、スポーツイベント等への参加費、スポーツ観戦に要した費用などをいいます。

例 入会金、月謝、野球・サッカー・テニス用具、柔道着、剣道用具、試合の参加費、スポーツイベント入場料・交通費など

× 学校と学校外の両方で使う用具の購入費は、15 ページからの「A 学校教育費」の該当項目に記入してください。

B-2-c スポーツ・レクリエーション活動に関する経費 <メモ欄>					
日付	支出内容	金額 (円)	日付	支出内容	金額 (円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-2-d

国際交流体験活動に関する経費



留学・ホームステイなど海外での学習・交流活動のために要した費用、自宅外で参加する国際交流イベントの参加に要した費用などをいいます。

例 留学・ホームステイ渡航費、留学先の学費、スピーチ・プレゼンテーション・ディベート大会等への参加費・交通費、イングリッシュキャンプ参加費、留学生との交流イベント参加費など

× 学校等での外国語学習のために学習塾で外国語を習っている場合は、「B-1-c 学習塾費」に記入してください。

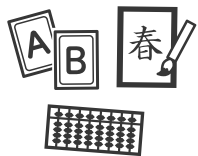
× 自宅外での外国語に関する習い事（英会話教室など）は、「B-2-e 教養・その他に関する経費」に記入してください。

B-2-d 国際交流体験活動に関する経費 <メモ欄>

日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

B-2-e

教養・その他に関する経費



習字・そろばん・外国語会話などを習うために要した経費、図書・雑誌購入費、博物館・動物園・水族館・図書館などの入場料・交通費などをいいます。

例 単行本、文庫本、電子書籍、全集、絵本（教養向け）、教養等習い事の入会金・月謝、習字用具、そろばん、パソコン・タブレット型コンピュータ（家族共用のものは除く）、自主的な検定試験受験料など

例 預かり保育や学童保育（放課後児童クラブ）の利用料のうち、特に学習要素が強いもの（保育要素に特化したものは本調査のご回答に加えていただく必要はありません。）

× 授業で使用する図書は「A-1 教科書費、授業で使用する図書費」に、家庭内学習で使用する図書は「B-1-a 家庭内学習費」に記入してください。

× 学校と学校外の両方で使う用具の購入費は、15 ページからの「A 学校教育費」の該当項目に記入してください。

B-2-e 教養・その他に関する経費 <メモ欄>

日付	支出内容	金額(円)	日付	支出内容	金額(円)
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		
.			.		

第2回調査票（ピンク色） 7月～11月分

第2回調査票（ピンク色の紙面）の提出期日は、 月 日です。

学校が指示する紙の調査票の提出期日をメモしてください。

オンライン調査票で回答する場合の提出期日は、**1 月 15 日**です。

調査票（第2回提出分）は、裏面のみに（オンライン調査票では1ページのみ）回答欄があります。裏面では、令和7年7月～11月分の費用をご回答ください。記入は、13ページからの「調査票裏面の書き方・費用の分け方」をご参照ください。

第3回調査票（黄色） 12月～3月分

第3回調査票（黄色の紙面）の提出期日は、 月 日です。

学校が指示する紙の調査票の提出期日をメモしてください。

オンライン調査票で回答する場合の提出期日は、**5 月 15 日**です。

調査票（第3回提出分）は、表面と裏面の両方に（オンライン調査票では2ページに渡って）回答欄があります。両方にお答えください。

第3回調査票表面の書き方・注意点

表面では、授業料等として支出した教育費の令和7年4月～令和8年3月分の1年間の合計をお答えください。

なお、学校によっては、例えば、「授業料・保育料の中に給食費を含んでいる」ケースなどがありますが、その場合は、「授業料・保育料」と「給食費」それぞれの額を学校に確認いただき、それぞれの項目に記入してください。

また、これらの教育費については、学校から参考となる情報の提供があった場合は、その情報を参考にお答えください。それぞれの費用における注意点は、以下のとおりです。

令和7年の春にご入園・ご入学されたお子さんの保護者の方のみ

内容

(ア)-1 入学金・ 入園料

・令和7年3月31日以前に支払った入学金・入園料でも、令和7年度入学・入園に関するものは回答してください。

※複数の学校を受験した結果、実際に入学しなかった学校へも入学金・入園料を収めた場合、その費用についても記載してください。

※いわゆる転校・編入により2年生以上への入学の場合（その学校（園）の最も低い学年・歳児以外への入学の場合）は記入不要です。また、令和8年の3月までの支出であっても、令和8年4月の進学のための入学金・入園料は含めないでください。

(ア)-2 入学時に 納付した 施設整備費 等

・令和7年3月31日以前に支払った施設整備費等でも、令和7年度入学・入園に関するものは回答してください。

・「施設整備費等」は、お子さんが通っている学校によって様々な名称があります（施設費、維持費、運営費など）。ここでは、名称が何かに関わらず、入学時に学校へ一括で支払った納付金のうち、入学金・入園料及び授業料・保育料以外のものの額を回答してください。

・入学時以外に納付した施設整備費等は、「全員の方（イ）-2 施設整備費等」に計上してください。

※複数の学校を受験した結果、実際に入学しなかった学校へも施設整備費等を収めた場合、その費用についても記載してください。

※いわゆる転校・編入により2年生以上への入学の場合（その学校（園）の最も低い学年・歳児以外への入学の場合）は記入不要です。また、令和8年の3月までの支出であっても、令和8年4月の進学のための施設整備費等は含めないでください。

(ア)-3 入学検定料

・入学検定料の支払いは、基本的には令和7年3月31日以前に発生するものですが、令和7年度の入学・入園に関するものは、すべて計上してください。

※複数の学校を受験した場合、その全ての入学検定料について記載してください。

※いわゆる転校・編入により2年生以上への入学の場合（その学校（園）の最も低い学年・歳児以外への入学の場合）は記入不要です。また、令和8年の3月までの支出であっても、令和8年4月の進学のための入学検定料は含めないでください。

全てのお子さんの保護者の方

内容

(イ)-1 授業料・ 保育料	・公立小学校・公立中学校に入学されたお子さんの保護者の方は、回答する必要はありません（授業料はないため）。 ・高等学校就学支援金や幼児教育の無償化、学校独自の減免制度等により、<u>減額・免除等を受けている場合は、授業料・保育料から減額・免除額を引き、実際にご家庭が負担した額を計上してください。</u> ・<u>学校等がいったん全額徴収して後日一定額が返還される減免制度の場合も、返還後の額を計上してください。</u> ・預かり保育や学童保育（放課後児童クラブ）の利用料はここに記入しません。それらの利用料は、特に学習的要素が強いものは「B-2-e 教養・その他に関する経費 - その他」に記入し、保育要素に特化したものは本調査のご回答に加えていただく必要はありません。
(イ)-2 施設 整備費等	・私立学校に通うお子さんの保護者の方のみ回答してください。 ・「施設整備費等」は、お子さんが通っている学校によって様々な名称があります（施設費、維持費、運営費など）。ここでは、名称が何かに関わらず、本年度分として学校へ一括で支払った納付金のうち、授業料・保育料以外のものの額を回答してください。 ・この春にご入園・ご入学されたお子さんの保護者の方は、入学金・入園料及び入学時に納付した施設整備費等は「(ア)-1、2」にそれぞれ計上してください。
(イ)-3 修学旅行費	・<u>修学旅行費は、お子さんの学年で令和7年度に修学旅行が実施された場合のみ回答してください。</u> ・次学年以降で行く修学旅行費のために積立てを行ったのみの場合は、その積立金は回答に加えないでください。 ※例えば、令和7年度に第5学年で修学旅行を実施する A 小学校の場合、調査対象のお子さんが第5学年である場合は、修学旅行費を回答。第1～4学年、第6学年である場合は、修学旅行費を回答する必要はありません。 ・回答する金額は学校に支払った総額です。学校ではなく旅行会社等に直接支払っている場合でも、旅行会社等に支払った総額を回答してください。 ・今年度行われた修学旅行のために、以前から修学旅行費を積み立てていた場合は、その積立金も回答に加えてください。 ・修学旅行用のかばんなど、個人的に要した経費は、裏面「A-6 教科外活動費」に計上してください。
(イ)-4 校外活動費	・遠足、見学、野外活動、集団宿泊活動、移動教室などのために支払った費用（入場料、交通費など）を回答してください。 ・校外活動用のかばんなど、個人的に要した経費は、裏面「A -6 教科外活動費」に計上してください。
(イ)-5 学級・児童会・ 生徒会費	・「学級費」「クラス費」等の名称によらず、学級・学年の活動や全校の児童・生徒会活動のために支払った額を回答してください。
(イ)-6 給食費	・給食を1週間に1回でも実施していれば、その額を回答してください。 ・軽食・おやつみのみの場合や、配達弁当等を学校で購入している場合でも、正規の教育時間内に提供される食事で、学校に対し定期的に費用を支払っている場合は、回答に含めてください。 ・行事時だけに特別に1回限り提供される食事などは、対象とはなりません。また、お子さんが自分で売店等で購入する食事や、ご家庭から持たせる弁当の材料費等も、回答に加えないでください。 ・給食費の減免を受けている場合は、減免後の実際に負担した額を回答してください。いったん全額支払って後日払戻しを受ける減免制度の場合も、払戻し後の実負担額を回答してください。
(イ)-7 その他の 学校納付金	・学校に対し支払った費用で、1から6までに該当しないものの合計額を回答してください（例えば、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済掛金、冷暖房費、学芸会費など）。
(イ)-8 PTA 会費	・PTA 会費として支払った額を回答してください。
(イ)-9 後援会等会費	・後援会や同窓会など、学校を支援する外部団体に対し支払った会費等を回答してください。
(イ)-10 寄附金	・学校に対し、保護者の方が任意で寄付した寄附金の額を回答してください。全く個人的なものや、保護者の方以外が寄附したものは含めないでください。

今年度に入学・入園した方のみ <メモ欄>	
支出内容	金額 (円)
(ア)-1 入学金・入園料	
(ア)-2 入学時に納付した施設整備費等	
(ア)-3 入学検定料	

全員の方 <メモ欄>	
支出内容	金額 (円)
(イ)-1 授業料・保育料 (A-B)	
(A) 学校(園)が定める授業料	
(B) 免除・減額の金額	
(イ)-2 施設整備費等	
(イ)-3 修学旅行費	
(イ)-4 校外活動費	
(イ)-5 学級・児童会・生徒会費	
(イ)-6 給食費	
(イ)-7 その他の学校納付金	
(イ)-8 PTA会費	
(イ)-9 後援会等会費	
(イ)-10 寄附金	

第3回調査票裏面の書き方・費用の分け方

裏面では、令和7年12月～令和8年3月分の費用をご回答ください。記入は、13ページからの「調査票裏面の書き方・費用の分け方」をご参照ください。

なお、来年度(進級・進学後)の学習活動に関する費用は、回答に加えないでください。例えば、以下のような費用は対象外です。

対象外の経費(例)

- 次の学年で使用する教材の費用、進級に向け新調した制服・上履き等の経費
- 4月分の習い事・学習塾等に支払う入会金・月謝
- 4月以降に実施される検定試験にかかる受験料

ここが大事!

3月にご卒園・ご卒業予定のお子さんの保護者の方へ

来年度(進級・進学後)の学習活動に関する費用は、回答に加えないでください。例えば、以下のような費用は対象外です。

対象外の経費(例)

- ✳ 進学後(令和8年4月から)使用するかばん・ランドセル、制服、学用品などの購入費
- ✳ 進学先の学校(進学先の学校の受験にあたり、併願した学校を含む)に支払った入学金・入園料、施設整備費等
- ✳ 進学先の学校を受験する際に支払った入学検定料(受験料)

世帯の年間収入

また、裏面では「世帯の年間収入」をお答えいただきます。

この欄では、調査対象のお子様と同居し、生計を共にするご家族全体の1年間の収入(令和 7 年1月～12 月(税込))の合計をご回答ください(当てはまる番号を1つ選び、○で囲んで回答してください)。共働きなどで収入のある方が2人以上いるときは、全員分の収入合算額でお答えください。

「年間収入」とは、税金・社会保険料等が引かれる前（いわゆる「税込み」）の現金収入のことです。なお、退職金や預貯金支出、財産売却等の「臨時収入」は、含めないでください。

お勤めの方

- ・お勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）を合わせた税込み金額を収入額としてください。アルバイト等による給料も含まれます。

- ・ 給与所得の源泉徴収票で見ると、【支払金額】
に書かれている額が該当します（控除後の金額
ではありません）。

令和 年分 給与と所得の源泉徴収票											
支 払 先 支 払 先 名 支 払 先 番 号		(保証者番号) (個人番号) (交際先) (フリガナ)									
		氏 名 住所									
		給与所得控除後の金額 所得控除後の金額 源泉徴収税額									
		西 千 百 十 円 西 千 百 十 円									
(居住)所得割の額 (居住)所得割の額		配偶者(特別)所得控除の額 配偶者(特別)所得控除の額		所得控除後の金額 (配偶者を除く。)		16歳未満児童等 所得控除の額		障害者等の額 (本人を除く。)		所得控除後の金額 (本人を除く。)	
西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円	
社会保険料等の金額		生命保険料の扣除額		損害保険料の扣除額		住宅借入金等特別控除の額					
西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円		西 千 百 十 円					
(摘要)											

自営業・個人事業主の方

- ・事業による売上高から、仕入額、原材料費、人件費等の必要経費を差し引いた所得金額を収入額としてください。
- ・所得税の確定申告書Bで見ると、【所得金額】のうち事業部分の額が該当します。

その他

- ・家屋や土地を貸すことによって定期的に収入を得ている場合や、預貯金・株式等の利子や配当金から収入を得ている場合は、その収入額を含めてください(確定申告書Bにおける所得金額のうち「不動産」「利子」「配当」に当たります)。
- ・公的年金、雇用保険・児童手当等の社会保障給付費、生活保護法による各種扶助、定期的な仕送り等を受け取られている場合は、これらによる収入額を含めてください。

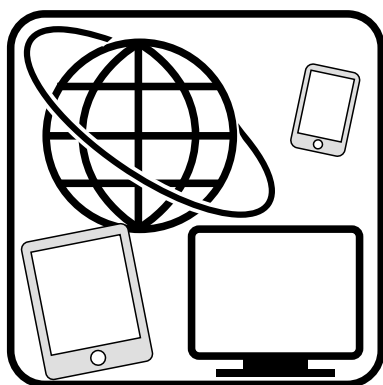


さくいん (この費用は どこに入れるの?)

費 用	当てはまる項目	備 考	手引きの ページ
あ 預かり保育(幼稚園)(特に学習的要素が強いもの)	B-2-e	よくあるご質問の問 13 (42 ページ) 参照	21
いす (学習用)	B-1-a		18
衣服 (日常用)	調査対象外	制服は A-7-b	-
上履き	A-8		18
上履き入れ	A-7-c		17
運動靴 (学校の授業用)	A-3		16
絵筆・絵の具 (学校の授業用)	A-2	習い事だけに使う場合は B-2-b	15
絵本 (家庭内学習用)	B-1-a	教養向けの場合は B-2-e	18
演劇鑑賞 (学校行事以外)	B-2-b	学校行事の場合は A-6	20
演奏会の入場料 (学校行事以外)	B-2-b		20
鉛筆 (学校の授業用)	A-2		15
鉛筆 (家庭内学習用)	B-1-a		18
おみやげ (修学旅行・遠足)	調査対象外		-
音楽会の参加費 (習い事)	B-2-b		20
か ガールスカウトの活動費	B-2-a		19
海外留学・海外研修 (学校外での個人参加)	B-2-d	学校のプログラム(希望者のみ参加)の場合は A-6	21
回数券 (通学用)	A-7-a		17
学資保険	調査対象外		-
学習雑誌	B-1-a		18
学習机	B-1-a		18
学生服 (通学用)	A-7-b		17
学童保育の費用 (特に学習的要素が強いもの)	B-2-e	よくあるご質問の問 13 (42 ページ) 参照	21
傘 (通学用)	A-7-c		17
楽器 (学校の授業用)	A-4		16
楽器 (クラブ活動用)	A-6	授業でも使う場合は A-4	16
楽器 (習い事用)	B-2-b		20
学級費	第3回表面(イ)-5		23
かばん (通学用)	A-7-c	来年度使うかばんは対象外(14・24 ページ参照)	17
寄附金	第3回表面(イ)-10		23
キャンプ参加費 (体験活動)	B-2-a	学校行事の場合は A-6	19
給食着・給食用マスク	A-8		18
給食費	第3回表面(イ)-6		23
教材費	内容により分類	よくあるご質問の問12(42 ページ) 参照	42
くつ (通学用)	A-7-c		17
下宿・寮の費用	調査対象外		-

費 用	当てはまる項目	備 考	手引きの ページ
検定試験受験料（英検、簿記検定等）	B-2-e		21
後援会等会費	第3回表面(イ)-9		23
校外活動費（遠足、野外活動、集団宿泊活動、移動教室など）	第3回表面(イ)-4		23
ゴーグル（水中眼鏡）（学校の授業用）	A-3	習い事だけに使う場合は B-2-c	16
こづかい	調査対象外		-
コンパス	A-2	製図用は A-5	15
裁縫用具（学校の授業用）	A-5		16
作業衣	A-8		18
参考書（家庭内学習用）	B-1-a		18
資格取得のための試験受験料	B-2-e		21
辞書（学校の授業用）	A-1	家庭内のみで使用する辞書は B-1-a	15
入学時に納付した施設整備費等	第3回表面(ア)-2	今年度に入学者・入園した方のみ	22
入学時以外で納付した施設整備費等	第3回表面(イ)-2		23
自転車（維持費を含む）	A-7-a		17
自転車保険	A-7-a		17
児童会費	第3回表面(イ)-5		23
ジャージ（学校用）	A-3		16
修学旅行費	第3回表面(イ)-3	次学年以降で行く修学旅行費のための積立金は対象外	23
習字用具類（習い事用）	B-2-e	授業でも使う場合は A-2	21
授業料・保育料	第3回表面(イ)-1		23
定規・三角定規（文房具類）	A-2	製図用は A-5	15
水泳着・水泳帽（学校の授業用）	A-3	習い事だけに使う場合は B-2-c	16
スクールバス代	A-7-a		17
スポーツ観戦代	B-2-c		20
スポーツ用具（クラブ活動用）	A-6		16
スポーツ用具（習い事用）	B-2-c		20
スポーツを習うための月謝・入会金	B-2-c		20
スモック	A-8		18
製図・技術用具	A-5		16
生徒会費	第3回表面(イ)-5		23
制服（通学用）	A-7-b		17
卒業アルバム・記念写真代	A-8		18
体育着・体育帽	A-3		16
タブレット型コンピュータ（補助学習用）	B-1-a	通信教育専用のものは B-1-b	18
タブレット型コンピュータ（補助学習以外）	B-2-e	家族共用のものは除く	21
通信教育	B-1-b		18
定期券（通学用）	A-7-a		17
電子学習機器（家庭内学習用）	B-1-a		18
電子辞書（学校の授業用）	A-1	家庭内のみで使用する辞書は B-1-a	15
電子書籍（教養向け）	B-2-e		21
動物園の入場料・交通費（学校行事以外）	B-2-e		21
図書・雑誌（家庭内学習用）	B-1-a		18

	費 用	当てはまる項目	備 考	手引きの ページ
	図書・雑誌(教養向け)	B-2-e		21
	図書館への交通費	B-2-e	学校の予習・復習のため利用する場合は B-1-d	21
	ドリル(学校の授業用)	A-1	家庭内学習で使用するものは B-1-a	15
	トレーニングウェア(学校の授業用)	A-3		16
な	長靴(実験・実習用)	A-5		16
	長靴(通学用)	A-7-c		17
	日本スポーツ振興センター共済掛金 (学校が一律に集めたもの)	第3回表面(イ)-7		23
	入学金・入園料	第3回表面(ア)-1	今年度に入学・入園した方のみ	22
	入学検定料	第3回表面(ア)-3	今年度に入学・入園した方のみ	22
は	ハイキング(体験活動)	B-2-a		19
	白衣(学校の授業用)	A-8		18
	博物館の入場料・交通費	B-2-e		21
	パソコン(補助学習用)	B-1-a		18
	パソコン(補助学習以外)	B-2-e	家族共用のものは除く	21
	バッジ(学校用)	A-8		18
	PTA 会費	第3回表面(イ)-8		23
	部活動の費用	A-6		16
	副読本(学校の授業用)	A-1		15
	武道着・用具(学校の授業用)	A-3		16
	武道着・用具(クラブ活動用)	A-6	授業でも使う場合は A-3	16
	武道着・用具(習い事用)	B-2-c		20
	文房具類(授業用)	A-2	製図用は A-5	15
	文房具類(家庭内学習用)	B-1-a		18
	文房具類(学習塾用)	B-1-c		19
	ヘルメット(通学用)	A-7-a		17
	弁当	調査対象外		-
	ボーイスカウトの活動費	B-2-a		19
	防災ずきんカバー	A-8		18
	防犯ブザー	A-8		18
	保健衛生費(学校が一律に集めたもの)	第3回表面(イ)-7		23
	保険料(学校活動に対して任意で加入するもの)	A-8		18
	保険料(学校が一律に集めたもの)	第3回表面(イ)-7		23
	ボランティア活動	B-2-a		19
ま	模擬テスト代(自分が通う学習塾以外の塾、 あるいは学校で実施するもの)	B-1- d		19
	模擬テスト代(自分が通う学習塾が実施)	B-1-c		19
	問題集(家庭内学習用)	B-1-a	授業で使用するものは A-1	18
や	ユニフォーム(クラブ活動用)	A-6		16
ら	ランドセル	A-7-c	来年度使うランドセルは対象外(14-24 ページ参照)	17
	留学・海外研修(学校外での個人参加)	B-2-d	学校のプログラム(希望者のみ参加)の場合は A-6	21
	臨海・林間学校の経費	第3回表面(イ) -4	個人でかかる費用は A-6	23
	レインコート(通学用)	A-7-c		17
わ	ワークブック(授業で使用する図書)	A-1	家庭学習用の場合は B-1-a	15



オンライン調査システムの操作方法

この調査では、「政府統計共同利用システム」のオンライン調査システムを利用します。

お手持ちのパソコン、タブレット型端末、スマートフォンのWebブラウザを起動し、アドレス欄に以下のURLを指定、あるいは、右の二次元コードを読み取り、オンライン調査システムにアクセスしてください。

なお、政府統計共同利用システムの更改により、以下にお示しする画像から若干のレイアウト変更が発生することがあります。もしも大きな変更が発生した場合には、文部科学省ホームページ (https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/1268091.htm) にてお知らせを掲載します。

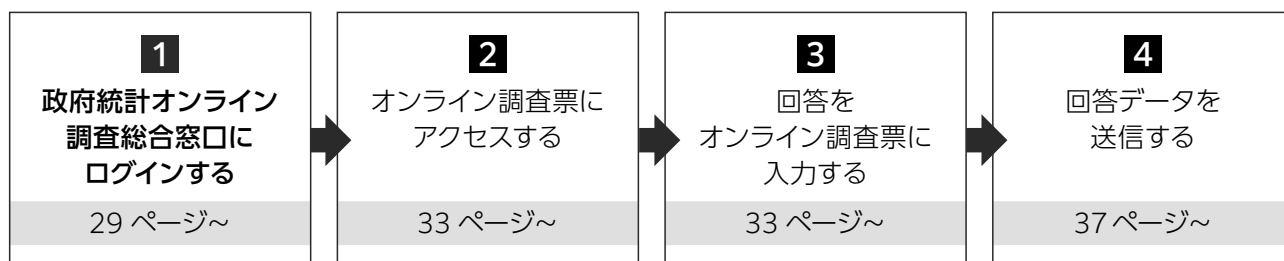
URL

<https://www.e-survey.go.jp/>



操作の流れ

オンライン調査票は、以下の流れで操作を行います。ここから先では、以下流れ図の順番に沿って、解説します。



1 政府統計オンライン調査総合窓口ログインする



① 上記の URL から政府統計オンライン調査総合窓口のトップページにアクセスします。

② トップページにある【ログイン画面へ】を押します。

- ③ ログイン画面が表示されます。政府統計コード、調査対象者 ID、パスワードを半角英数字(大文字/小文字の区別あり)で入力し、【ログイン】を押します。

政府統計コード

○プルダウンメニューから「子供の学習費調査」を選びます。

※または政府統計コード【8 K S P】を入力します。

調査対象者 ID

○学校から配布された「調査対象者情報」(黄緑色の紙)に記載された 15 桁の ID(数字)です。

パスワード

○初回ログイン時は、学校から配布された「調査対象者情報」(黄緑色の紙)に記載された初期パスワードを入力します。

○2回目以降は、以下の手順により変更したものを入力します。

初めてログインしたときは、ここで【パスワード変更】画面が表示されます。

パスワードを決定し、入力を行った後、【変更】ボタンを押します。

パスワードは以下の決まりに沿って決定してください。

- 半角英数記号8文字以上 32 文字以内
- 英字・数字を、それぞれ少なくとも1文字以上使用
- 使用可能な記号は / [] ; ' ! = + * ? < >
- 推測されやすい文字の組み合わせは使用できない
- 変更前と同一のパスワードは使用できない

※ パスワード設定のあり方は、総務省「国民のための情報セキュリティサイト」もご参照ください。
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/privacy/01-2.html)

※ 設定したパスワードは、忘れないようにご注意ください。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 連絡先情報の登録

パスワード変更 連絡先登録 連絡先確認・変更 調査票一覧

連絡先情報の登録

パスワードを変更しました。

連絡先情報

連絡先情報を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
メールアドレスを登録した場合、ご自身で変更したパスワードを忘れてしまった際も、ご自身で再発行することが可能です。
※メールアドレスを登録していない場合、パスワードの再発行を希望する際は、コールセンターへご連絡いただくことになります。

ご登録いただいたメールアドレスは、パスワードの再発行及び調査票の提出期限をお知らせするリマインド機能にのみ利用し、それ以外の目的では決して利用することはありません。また、ご登録いただいたメールアドレスは、文部科学省において適切に管理し、第三者に提供することはありません。

メールアドレス (半角60文字以内)

登録

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

パスワードの変更後、続けて【連絡先情報】登録画面が表示されます。

パスワードの再発行機能や調査票の提出期限を改めてお知らせするリマインド機能をご希望の場合は、お使いになるパソコンあるいはスマートフォン等のメールアドレスを入力し、【登録】ボタンを押してください。

メールアドレスの登録が完了すると、登録したメールアドレスに「<オンライン調査システム>メールアドレス登録確認」というメールが届きます。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 連絡先情報の確認

パスワード変更 連絡先登録 連絡先確認・変更 調査票一覧

連絡先情報の確認

登録いただいたメールアドレスに確認メールを送信しました。

連絡先情報

登録いただいた連絡先情報は以下のとおりです。
確認いただき、よろしければ、「調査票一覧へ」ボタンをクリックしてください。
表示内容に変更がある場合は、「連絡先変更へ」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス @mext.go.jp

連絡先変更へ 調査票一覧へ

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

迷惑メール対策等でドメイン指定受信をされている場合、メールが正しく届かないことがあります。

以下のドメインを受信できるように設定してください。**@e-stat.nstac.go.jp**

④ 「調査票一覧へ」を押すと調査票の一覧画面が表示されます。以上でログインは完了です。

パスワードを忘れてしまったら（パスワードの再発行）

政府統計オンライン調査総合窓口

English

オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

重要なお知らせ

- Excel電子調査票に回答する調査対象者の皆様へ
電子調査票ファイルの上部にマクロの実行がブロックされた旨のメッセージが表示される場合は、こちらの対処方法をご参照ください。

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード □次回から入力省略
調査票から選択する場合はこちら
↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。

調査対象者ID □次回から入力省略

パスワード □パスワードを表示する
パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
パスワード入力より回答記録と一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

連絡先情報の登録において、メールアドレスを登録した場合、ご自身で変更したパスワードを忘れてしまった際も、以下の手順で再発行することが可能です。

※メールアドレスを登録していない場合、パスワードの再発行を希望する際は、コールセンターへご連絡ください（コールセンターの電話番号は本手引き書の最終ページに記載しています）。

以下は、登録したメールアドレスを使ったパスワードの再発行手順です。

① 政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン画面にある【パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ】を押します。

パスワードの再発行

パスワードの再発行

既に政府統計オンライン調査総合窓口へログインし、メールアドレスのご登録が完了している方は、パスワードを再発行することができます。
メールアドレスの登録が不要な統計調査やパスワード再発行が無効な統計調査の場合は、パスワードの再発行ができません。あらかじめ配布された説明資料に記載されている問い合わせ先へご連絡ください。

パスワード再発行へ

② パスワードの再発行の画面が表示されます。【パスワード再発行へ】を押します。

- ③ 政府統計コード・調査対象者 ID・メールアドレスを入力する画面が表示されます。入力し、【再発行】ボタンを押します。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > パスワードの再発行 > パスワードの再発行

パスワードの再発行

再発行後のパスワードは、登録いただいたメールアドレスへ通知されますので、速やかにログインしていただきパスワードを変更してください。
メールが届かない場合は、あらかじめ配布された説明資料のお問い合わせ先（統計調査個別の連絡先）にご連絡ください。

政府統計コード **必須** 調査名から選択する場合はこちら
↑ 選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。
子供の学習費調査

調査対象者ID **必須**

メールアドレス **必須** ※登録いただいたメールアドレスを入力してください。

再発行

このサイトについて | 利用規約 | 推奨環境 | オンライン調査の流れ | 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

- ④ パスワードの再発行処理が行われ、オンライン調査システムから（仮）パスワードの連絡メールが届きます。

<オンライン調査システム> メールアドレス登録確認

OS online@e-stat.nstac.go.jp
宛先 子供の学習費調査

メールアドレスが登録されました。

※本メールはシステムより自動送信されています。
返信はしないでください。

- ⑤ メールで送られてきた（仮）パスワードを使い、ログインします。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

① 重要なお知らせ

- Excel電子調査票に回答する調査対象者の皆様へ
電子調査票ファイルの上部にマクロの実行がブロックされた旨のメッセージが表示される場合は、こちらの対処方法をご参照ください。

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード **必須** 次回から入力省略
調査名から選択する場合はこちら
↑ 選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。
子供の学習費調査

調査対象者ID **必須** 次回から入力省略

パスワード **必須** パスワードを表示する
パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

このサイトについて | 利用規約 | 推奨環境 | オンライン調査の流れ | 回答情報の保護

- ⑥ パスワードの変更の画面が表示されます。この後は、30 ページの手順に従い、パスワードの変更・連絡先情報の登録を済ませてください。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > パスワードの変更

パスワード変更 | 連絡先登録 | 連絡先確認・変更 | 調査票一覧

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更後のパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご自身で適切に管理してください。

新パスワード **必須** パスワードを表示する

新パスワード（確認用） **必須**

変更

ここまでで、パスワード再発行は完了です。

2 オンライン調査票にアクセスする

回答時期	電子調査票	ファイル形式	提出時期	記入例	状況	印刷日時
子供の学習費調査	調査票（第1回提出分）	HTML形式				
子供の学習費調査	調査票（第2回提出分）	HTML形式				
子供の学習費調査	調査票（第3回提出分）	HTML形式				

- 1 31 ページまでの手順で、調査票の一覧画面を表示させます。
電子調査票の欄にある、回答したい提出回の調査票の名称（リンク）を押します。

- 2 オンライン調査票が表示されます。
これで、オンライン調査票へのアクセスは完了です。
オンライン調査票が表示されたら、まず【学校名、学年、整理番号】が学校から配布された調査対象者情報（黄緑色の紙）と一致していることを確認してください。
誤った情報が表示されている場合、文部科学省が設置するコールセンターへご連絡ください（コールセンターの電話番号は本手引きの最終ページに記載しています）。

3 回答をオンライン調査票に入力する

！ 注 意 ！

政府統計オンライン調査総合窓口は、1時間操作をしないと、タイムアウトとなり、自動ログアウトされてしまいます。

★ 以下の操作では、こまめに「回答の一時保存」をしてください。

★ 回答の途中で離席する際は必ず「回答の一時保存」をしてください。

① 調査票に回答を記入します。回答の方法は以下の3種類に大別されます。

- プルダウンから当てはまるものを選択するもの。
- 当てはまる選択肢のチェックボックスをクリックするもの。
- 回答欄に金額を入力するもの(円単位)。

子供の学習費調査
調査票 (第1回提出分)

1 ページ目 2 ページ目 確認 完了

(1)以下の項目について、お子さんやご家庭の状況をお答えください。なお、これらの項目は第1回提出分だけの質問で、第2・3回提出分ではお聞きしません。

1 主たる生計維持者の方の最終卒業学校を、選択してください。(在学中の方や中途退学した方は、その前の卒業学校を選択してください)

? 解説を表示

選択なし
1 中学校
2 高等学校
3 専門学校
4 短期大学・高等専門学校
5 大学
6 大学院

2 一にしている 全量 の方に、チェックを付けてください

☐ 1 お子さんの父親

- 【? 解説を表示】をクリックすると、その項目に計上すべき費用などの詳細を見ることができます。

子供の学習費調査
調査票 (第1回提出分)

1 ページ目 2 ページ目 確認 完了

(2) 令和 年4月～同年6月に支出された教育・学習費を、お答えください。

「手引き」は、こちら「学習費調査ホームページ」からもご覧いただけます。

4月～6月分の経費を、全て半角数字で入力してください。
(支出がない場合は「合計」が0円であることを確認して、次のページへ進んでください。)

A 学校教育費

1 教科書費、授業で使用する図書費
(国語本、ワークブック、辞書など)
(注) 図書で図鑑(電子図鑑)を含む(図鑑用紙に記入した参考書等は、B-1-a「家庭内学習費」に入力してください。)

? 解説を表示

円

子供の学習費調査
調査票 (第1回提出分)

1 ページ目 2 ページ目 確認 完了

(2) 令和 年4月～同年6月に支出された教育・学習費を、お答えください。

? 解説

教科書の購入費(高等学校のみ。小・中学校では教科書は無償給与されています)や、各教科の授業・保育のため、学校から指定され購入した図書の購入費を、ご回答ください。

(例)
学校から指定された辞書(電子辞書を含む)、国語本、白地図、ワークブックなど(図鑑の場合は紙本なども含む)

※個人的に購入した参考書(自宅学習用)の購入費は、「B-1-a 家庭内学習費」でご回答ください。

閉じる

2 学用品費
(文房具、参考書、辞書、図鑑、学習机など)

? 解説を表示

子供の学習費調査
調査票（第1回提出分）

1 ページ目 ▶ 2 ページ目 ▶ 確認 ▶ 完了

第七子

性別
▼

令和5年4月1日現在で通っている学校等
▼

調査対象のお子さんの場合はチェックを付けてください。
☐ 調査対象は第七子です

次へ

文部科学省

- ② 表示されているページ内すべての項目の入力が終わったら、ページの一番下まで行き、【次へ】ボタンを押します。

子供の学習費調査
調査票（第1回提出分）

1 ページ目 ▶ 2 ページ目 ▶ 確認 ▶ 完了

☐ 調査対象は第六子です

確認

ご回答の中で、一般的には発生しにくい内容・ご入力誤りかも知れない部分があります。
確認してください。の部分をご確認いただき、必要な修正を行ってください。

確認・修正する 確認・修正を終えたので次へ進む

調査対象のお子さん（質問3で性別をお答えいただいたお子さん）の場合はチェックを付けてください。
☐ 調査対象は第七子です

次へ

文部科学省

- 【次へ】を押した時、ページ内に未回答または回答内容に誤りが疑われる項目がある場合は、確認依頼のワーニングメッセージが表示されます。

該当の項目を確認し、回答の入力または修正をしてください。

すべての確認・修正を終えたら、【確認・修正を終えたので次へ進む】を選択してください。

子供の学習費調査
調査票（第1回提出分）

1 ページ目 ▶ 2 ページ目 ▶ 確認 ▶ 完了

A 学校教育費

1 教科書費、授業で使用する図書費
(国・都道府県、市町村、私立学校等)
(注) 授業で使わない図書(個人的に購入した参考書等)は、B-1a「家庭内学習費」に入力してください。

あなたの総額
1,000 円

修正する

2 学用品費
(授業で使用する筆記用具、紙、学習用具など文房具類)

あなたの総額
3,000 円

修正する

- ③ すべてのページの入力が終わると、「あなたの回答内容を確認してください」というメッセージとともに、前ページまでに入力した回答が再表示されます。表示されている回答内容に誤りがある場合は、【修正する】をクリックすると、その項目の入力画面に戻ることができます。

回答を一時中断したい時は

回答を一時中断する場合は、【回答の一時保存】ボタンを押します。

【回答中止】ボタンを押すと調査票の一覧画面に戻ります。

！ 注 意 ！

回答の一時保存を行わずに【回答中止】ボタンを押すと、回答が保存されませんので、回答を一時中断する場合は、必ず【回答の一時保存】ボタンを押してから、回答を中止してください。

一時保存状態の回答を再開する

電子調査票にある【回答の一時保存】ボタンを押すと、そこまでに入力した回答はサーバーに保存されます。作業を中断（ログアウト）し、その後再開するときも、中断前の状態から始めることができます。

- ① 「**2** 電子調査票にアクセスする」の手順通りに進め、調査票の一覧画面を表示させます。

電子調査票の欄にある、回答したい調査票の名称（リンク）を押します。

- ② 回答状況画面が表示されます。ここでは調査票の状況が「一時保存済」になっています。

【回答の再開】ボタンを押します。

③ 一時保存した回答データが入力された状態の電子調査票画面が表示されます。

引き続き、回答を再開することができます。

4 回答データを送信する

① 回答内容に誤りがないことをご確認いただいた後は、「確認」ページの画面最下部にある【回答を提出する】ボタンを押します。

② 調査票のウィンドウは閉じられ、調査票回答の受付状況の画面が表示されます。この画面が表示されたら、回答データ送信は完了です。

調査票一覧の画面では、回答済み（回答データが登録されている）の調査票は、
 ＊状況欄が「回答済」と表示されます。
 ＊回答日時が表示されます。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 調査回答ファイルの一括送信 調査対象者IDの統合

注意事項

子供の学習費調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	記入例	状況	回答日時
子供の学習費調査	調査票（第1回提出分）	HTML形式			回答済	08-23 11:24
子供の学習費調査	調査票（第2回提出分）	HTML形式				
子供の学習費調査	調査票（第3回提出分）	HTML形式				

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

送信済みの回答データを更新する

政府統計オンライン調査総合窓口が利用できる期間内であれば、一度回答データの送信まで終えた調査票であっても、更新（修正）を行うことができます。

- 1 「2 電子調査票にアクセスする」の手順通りに進め、調査票の一覧画面を表示させます。

回答済み（回答データが登録されている）の調査票は、回答日時が表示されており、状況の欄が【回答済】になっています。

更新したい電子調査票の名称（リンク）を押します。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更

注意事項

子供の学習費調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
子供の学習費調査	調査票（第1回提出分）	HTML形式	202X-09-15	回答済	202X-10-02 13:59	
子供の学習費調査	調査票（第2回提出分）	HTML形式	202X-01-15	未回答		
子供の学習費調査	調査票（第3回提出分）	HTML形式	202X-05-15	未回答		

調査回答ファイルの一括送信先へ

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

- 2 回答状況画面が表示されます。
 右の欄に調査票の状況が【回答済み】になっています。

画面右下にある【回答確認・更新】ボタンを押します。

政府統計オンライン調査総合窓口

オンライン調査トップ > 調査票の一覧 > 回答状況

回答状況

回答状況

統計調査名	子供の学習費調査	キー項目	0110001000000
調査票名	調査票（第1回提出分）	受付番号	00A2D5907001
調査対象者ID	482123456710401	調査票の状況	回答済み
		回答日時	202X-10-02 13:59

新規回答 改めて新規で回答する

回答確認・更新 回答済みの調査票を表示する

調査票一覧へ 調査票一覧画面へ戻る

このサイトについて 利用規約 推奨環境 オンライン調査の流れ 回答情報の保護

③ 回答済みの電子調査票画面が表示されます。

表示されている回答データを適宜更新し、【回答を提出する】ボタンを押します。

④ 調査票回答の更新画面が表示されます。

このまま更新する場合は【更新】ボタンを押します。

統計調査名	受付結果
子供の学習費調査	調査票（第1回提出分）
実施時期	482123456710401
調査票名	0110001000000
調査対象者ID	00A2D5907001
キー項目	調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。
受付番号	
受付結果	

⑤ 調査票回答の受付状況画面が表示されます。

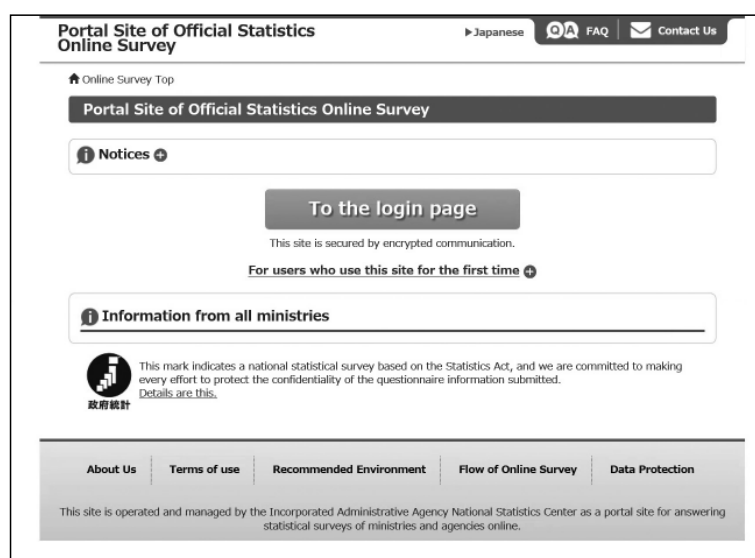
この画面が表示されたら、回答データの更新は完了です。

英語版のオンライン調査票を使つての回答を希望する場合

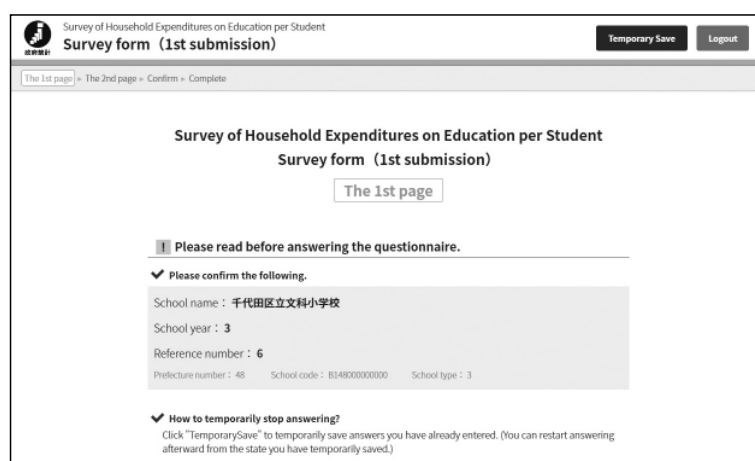
英語の調査票を使つての回答を希望する場合は、以下の手順でオンライン調査システムの言語切替を行ってください。政府統計オンライン調査システム総合窓口のトップページ（29 ページ）の上部にある「English」 ボタンを押します。



オンライン調査システムの言語が英語に切り替わります。



日本語のものと同様の手順（29 ページ以降）で英語版のオンライン調査票にアクセスし、回答を行ってください。



オンライン調査システムを使った調査票の提出方法の説明は以上です。



よくあるご質問

ここでは、よくあるご質問に対する回答をまとめてあります。もし、ご回答に迷われる場合はこちらをご参照ください。どうしても判断が難しい場合、文部科学省の設置するコールセンターへご連絡ください（コールセンターの電話番号は本手引きの最終ページに記載しています）。

問1 第1回提出分の回答を、間違えて第3回提出分の調査票に記載してしまいました。書き直しの必要はありますか？

答 提出前に気づいた場合は、正しい調査票に書き直してください。必要があれば、学校から予備の調査票を受け取ってください。

提出後に気づいた場合は、コールセンターまでご連絡ください。

問2 調査票を汚損してしまいました。どうすればよいですか？

答 間違えて記入した部分は、二重線を引いて訂正してください（14ページご参照）。もし著しく汚損し、書けなくなった場合は、学校に相談し、予備の調査票を受け取るか、オンライン調査票により回答してください。

問3 第1回提出分を紙調査票で回答しましたが、第2回提出分からオンライン調査票で回答してもよいですか？

答 問題ありません。紙調査票とオンライン調査票で併せて3種類分の様式の回答があれば、集計対象としてカウントされます。

なお、同一回の回答が紙調査票とオンライン調査票の両方で行われている場合には、原則として、オンライン調査票の回答を有効なものとして取り扱います。

問4 調査票で回答する金額は、消費税を含めて記入するのですか？

答 その通りです。消費税を抜いて計算する必要はなく、ご家庭から支出した額をそのままお答えください。

問5 クレジットカード（複数回払い）で支払を行い、支出が第1回・第2回提出分の時期にまたがるものがあります。どう回答すればよいですか？

答 購入した月に全額を記入してください。例えば4月に1万円の物品を5回払いで購入したとき、4～8月に2千円ずつ記入するのではなく、4月に1万円を記入してください。

問6 フリーマーケットなどで、授業で使う物品を安く購入しました。この場合、定価に直して金額を記入する必要がありますか？

答 金額を修正する必要はありません。実際に購入した金額を、そのまま記入してください。

問7 保護者向けの教育本の購入費や、保護者セミナー参加費は、どこに記入すればよいですか？

答 それらの費用はご回答の必要ありません。子供の教育とは直接関係なく、保護者のためのものなので、調査対象外となります。

問8 幼稚園への送り迎えのために購入した保護者用の自転車代は、どう回答すればよいですか？

答 「A-7-a 交通費・通学用自転車等」に記入してください。なお、お子さんがふだんの遊びで使う（通園・通学用ではない）自転車の費用は、調査対象外です。

問9 通園・通学のため、保護者が自家用車で送り迎えをしています。自家用車は他の用途でも使用しています。この際のガソリン代は、どう回答すればよいですか？

答 「A-7-a 交通費・通学用自転車等」に、分かる範囲で記入してください。通園・通学の用途だけに要したガソリン代は、自宅～学校の距離にガソリン単価を掛け合わせ、さらに学校へ行った日数を掛け、大まかに算出いただいて構いません。

なお、習い事の送迎のために自家用車を使用している場合、「B 学校外活動費」の該当する項目に回答してください。

問10 幼稚園や学校の主催で、希望者だけが参加する体験学習・研修があります。この参加費は、どう回答すればよいですか？

答 「A-6 教科外活動費」に記入してください。ただし、幼稚園や学校が主催ではないもの（実施する場所は幼稚園・学校だが、民間事業者等が主体で実施するもの）は習い事の類になりますので、「B 学校外活動費」の該当する項目に回答してください。

問11 学校行事（運動会など）の写真が貼り出され、写真を注文・購入しました。この費用は、どう回答すればよいですか？

答 「A-8 その他」に記入してください。ネットショップ等で保護者の方が各自注文した場合も、学校行事に関わる記念写真の場合は調査対象です。

問12 教材費は、どう回答すればよいですか？

答 教材費に含まれる内容により、振り分けて回答してください。例えば、教材費の内容がワークブックと理科の実験費の場合は「A-1 教科書費・授業で使用する図書費」にワークブックの金額を、「A-5 実験実習費」に理科の実験費の金額を回答してください。

問13 学童保育（放課後児童クラブ）を利用しています。これにかかる費用は、どう回答すればよいですか？

答 様々な放課後の過ごし方がありますので、実態に応じて判断する必要がありますが、例えば学習タイムを設けてみんなで宿題や自主学習を行うなど学習的要素が強いものは、「B-2-e 教養・その他に関する経費－その他」に記入してください。預かり（保育）要素に特化したものは、教育・学習費には該当しませんので、本調査のご回答に加えていただく必要はありません。

問14 学校内事故の補償を目的とした保険（任意加入）があり、学校が保険料を徴収しています。その保険料は、どう回答すればよいですか？

答 任意加入の場合は、「A-8 その他」に記入してください。なお、任意ではなく学校で全員分の加入を行う場合、第3回調査票表面の「イ-7 その他の学校納付金」に記入しますので、各回の調査票裏面への記入は不要です。

問15 自宅での勉強用に、タブレット型コンピュータを購入しました。この費用は、どう回答すればよいですか？

答 コンピュータなど用途が多岐にわたる用具は、主な用途で項目を判断し、記入してください。例えば自宅学習を主な目的として購入したタブレットは、「B-1-a 家庭内学習費」に入ります。また、通信教育を受けるための専用タブレットは、「B-1-b 通信教育・家庭教師費」に入ります。ソフトやアプリを購入した場合の費用は、別途、それぞれの用途に応じて項目を判断してください。

問16 英語検定・簿記検定などの費用は、どう回答すればよいですか？

答 「B-2-e 教養・その他に関する経費」に記入してください。学校で団体受検したときでも、ご家庭から費用を支出した場合は同様です。

問17 同じスポーツ用具を学校の授業でも部活動でも使う場合、どう回答すればよいですか？

答 主に使用する方に記入してください。学校の授業で主に使う場合は「A-3 体育用品費」に、部活動で主に使う場合は「A-6 教科外活動費」に記入してください。

問18 この冬、子供が高校を受験します。入試までの間に要した学習塾費、模試代、入試当日の費用（受験料や食事代等）、合格した高校へ支払う入学金は、全て記入するのでしょうか？

答 今年度の学習活動に要した経費（学習塾費、模試代など）は、記入してください。入試当日に要する費用（受験料など）以降のものは、翌年度の学習活動に関係するものなので調査対象外となり、回答しないでください。

問19 学校で、予備校主催の模試を全員で受験しました。この費用は、どう回答すればよいですか？

答 「B-1-d 補助学習費－その他」に記入してください。学校は模擬試験実施のために会場を提供しているにすぎず、また、模擬試験は授業の一部ではないためです。

問20 学校で、正規のカリキュラムとは別に補習授業があり、受講者は補習費を支払っています。この費用は、どう回答すればよいですか？

答 「B-1-d 補助学習費－その他」へ記入してください。補習授業が正規のカリキュラムではなく、また、実施の有無が学校によって異なるため、学校外活動費として取り扱います。

問21 受験前に大学の雰囲気を知っておくため、交通費をかけて大学を訪れました。この交通費等の経費は、どう回答すればよいですか？

答 ご家庭の自主的な選択により大学訪問を行った場合、「B-1-d 補助学習費－その他」に記入してください。学校の引率により行われたキャンパスツアーなどの場合、その費用は「A-6 教科外活動費」に記入してください。



問い合わせ先 (コールセンター)

調査に関するお問い合わせをお電話で回答する窓口を設けています。

この「手引き」をご覧になってもわからない質問がありましたら、以下連絡先へお電話ください。

- 調査の回答方法（オンライン調査票及び紙調査票への記入・入力方法等）に関するお問い合わせ
- 調査の内容（費用の振り分け方等）に関するお問い合わせ
- オンライン調査システムの利用方法、操作方法に関するお問い合わせ
- 調査への協力、回答の実施についての意見・要望等

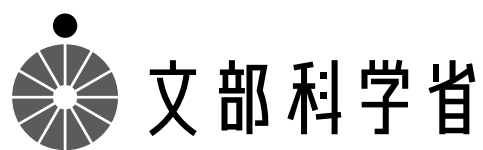
設置期間 令和 7 年 4 月 5 日（土曜日）～令和 8 年 5 月 15 日（金曜日）

受付時間 月曜日～土曜日の午前 10 時～午後 5 時 30 分
（日祝日、令和 7 年 12 月 29 日（月曜日）～令和 8 年 1 月 3 日（土曜日）及び
令和 8 年 3 月 28 日（土曜日）から令和 8 年 4 月 3 日（金曜日）を除く）

連絡先 電話番号 0120-118-361（通話料無料）

※お問い合わせの際は、最初に「子供の学習費調査」のお問い合わせであることをお伝えください。

※コールセンターの受付時間、連絡先、運営日に変更が生じた場合には、文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/1268091.htm）へ掲載します。



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。